



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	東方口カルノ案をめぐるソ連外交 : ソ連外交における「集団安全保障」政策の形成
Author(s)	植田, 隆子; Ueta, Takako
Citation	スラヴ研究, 22, 69-103
Issue Date	1978-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5069
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113210.pdf



東方ロカルノ案をめぐるソ連外交

——ソ連外交における「集団安全保障」政策の形成——

植 田 隆 子

- 序 論
- I. 仏ソ接近の背景
- II. 初期のソ連構想
 - 1. 初期の仏ソ交渉
 - 2. 初期のソ連構想
- III. 仏ソ交渉の停滞とソ連の対応
- IV. 東方ロカルノ案の展開 —フランス構想への対応—
 - 1. 仏ソ交渉の展開
 - 2. フランス構想への対応
 - 3. ソ連による関係各国への働きかけ
- V. 東方ロカルノ案の終焉
- 結 論

序 論

「東方ロカルノ」案¹⁾は、1933年末から1934年にかけての仏ソ交渉を通じて作成され、最終的な草案は、東北欧八カ国による地域的援助条約とそれを保障する仏ソ協定および一般規程から成っていた。これらは、関係各国の批准およびソ連の国際連盟加盟をもって発効することになっていた。しかし、東方ロカルノ案は、1934年9月のドイツおよびポーランドの参加拒否回答により実現が難航し、1935年5月に、フランス＝ソ連間およびソ連＝チェコスロバキア間に相互援助条約が、それぞれ締結されたにとどまった。

1960年代以降のソ連の諸研究は、以下に述べるように、同案をめぐるソ連外交を、集団安全保障体制を創設するものとして高く評価し、ソ連の集団安全保障政策の歴史的根源をここに求めている。ソ連が、集団安全保障体制の創設を指向する構想を持っていたか否かについては検討の余地が残るが、ソ連は、1950年代には「欧州集団安保」を、1960年代末からは「アジア集団安保」²⁾を提唱し、独自の「集団安全保障」政策を展開しており、東

1) 邦語では、「東方協定」、「東欧ロカルノ」、「東欧条約」などと称され、定まった称呼はない。原語は、Eastern Pact, Eastern Locarno; pacte de l'Est, Pacte oriental, Locarno de l'Est, Locarno oriental, pacte régional de l'est; Ostpakt; Восточный пакт, Восточный региональный пакт; Pakt Wschodni などであり、いずれも、ほぼ同義に使われている。本稿においては、東北欧における安全保障体制の創設を指向する条約構想を「東方ロカルノ案」と総称し、東北欧諸国による地域的援助条約については、「東方条約」と訳出する。

2) 『極東の諸問題』誌1976年6月号のヴォロンツォフ、カプスチン論文「アジア集団安全保障 その歴史と必然性」は、アジア集団安保の構想の根源を、1930年代の太平洋条約構想に求め、この太平洋条約構想を、「ヨーロッパの安全保障をめざすソ連の闘いの論理的継続であり、1933年の12月に全ソ連邦共産党（ポリシェビキ）中央委員会がその展開に関する決議を採択した集団安保をめざす

方ロカルノをめぐるソ連外交は、第二次大戦後のソ連のこのような政策の歴史的背景をなすものとして、検討に値すると思われる。

東方ロカルノ案に関する研究³⁾は極めて数少ないうえに、『ソ連邦対外政策文書集』

全般的闘争の不可分の一部であった」としている（ヴォロンツォフ、カプスチン「アジア集団安全保障 その歴史と必然性」『極東の諸問題』第5巻2号、1976年6月、52ページ）。なお、太平洋条約構想については、拙稿「米ソ国交樹立に関する一考察」（津田塾大学『国際関係学研究』2号、1975年所収）、32-36ページ参照。

- 3) 東方ロカルノ案を主題とする研究として、平井友義「ソ連外交と東欧ロカルノをめぐる歴史的覚え書」（『法学志林』第58巻、3・4合併号、1961年2月、132-177ページ所収）がある。東方ロカルノ案をめぐるバルトウ外交については、J.-B. Duroselle, "Louis Barthou et le rapprochement franco-soviétique en 1934," *Cahiers du monde russe et soviétique*, tome III, n° 4 (octobre-décembre), 1962, 525-545 が詳しい。仏ソ相互援助条約の成立事情を主題とした、W. E. Scott, *Alliance against Hitler, the Origins of the Franco-Soviet Pact*, N.C., 1962 は、第7章から第9章（7: Talk of Alliance, 8: The Bold Diplomacy of Louis Barthou, 9: Eastern Locarno）において、同案を検討している。

ほかに、第二次大戦前史、仏ソ関係史、両大戦間期のフランス外交、ソ連外交、ドイツ外交、ポーランド外交などを主題とした研究文献および概説書において同案が言及されており、以下にその代表的なものをあげる。

F. L. Schuman, *Europe on the Eve, the Crises of Diplomacy, 1933-1939*, New York, 1939, chapter III-1: Barthou.

A. H. Furnia, *The Diplomacy of Appeasement: Anglo-French Relations and the Prelude to World War II, 1931-1938*, Washington, 1960, chapter V: From Disarmament to the "Eastern Locarno" Negotiations.

M. Mourin, *Les relations franco-soviétiques, 1917-1967*, Paris, 1967, chapitre VI: Ver l'Alliance franco-soviétique.

З. С. Белоусова, *Французская дипломатия накануне Мюнхена*, Москва, 1964, Глава первая, Франко-советские сближение. История переговоров о Восточном пакте.

Ю. В. Борисов, *Советско-французские отношения, 1924-1945 гг.*, Москва, 1964, Глава V: Советский Союз, Франция, и проблема коллективной безопасности в Европе (1933-1934 гг.).

Ю. В. Борисов, *Советско-французские отношения и безопасность Европы*, Москва, 1960, Глава II: Из истории советско-французских отношений между двумя мировыми войнами.

J. Néré, *The Foreign Policy of France from 1914 to 1945*, London, 1975, chapter II: The Franco-Soviet Treaty of Mutual Assistance.

A. T. Komjathy, *The Crises of France's East Central European Diplomacy, 1933-1938*, New York, 1976, IV: French Foreign Policy under Barthou.

E. R. Cameron, *Prologue to Appeasement, a Study in French Foreign Policy*, Washington, D.C., 1942, chapter IV: Grand Alliance against Aggression.

E. R. Cameron, "Alexis Saint-Léger Léger," G. A. Craig and F. Gilbert, eds., *The Diplomats, 1919-1939*, Vol. II, New York, 1971 (1953), 378-405.

平井友義「1935年・仏ソ同盟条約の成立をめぐる一考察」（『国際法外交雑誌』第70巻、2号、1971年7月、1-44ページ所収）。

M. Beloff, *The Foreign Policy of Soviet Russia, 1921-1941*, Vol. I, London, 1949, III: The Search for Collective Security.

История внешней политики СССР, I, 1917-1945, Москва, 1966, Глава X. Внешняя политика Советского Союза в борьбе против фашистской агрессии (1933-1937 гг.), 2. Проект Восточного пакта.

История внешней политики СССР, I, 1917-1945, Москва, 1976, X глава: Междуна-

(Документы внешней политики СССР) および『フランス外交文書集』(*Documents diplomatiques français*) の該当巻が未公刊であった時期になされたものである。東方ロカルノ案をめぐる仏ソ交渉は、両国間の了解のうちに極秘で行なわれたため、従来の研究においては、上述の史料的制約から、仏ソ交渉の経緯および草案の内容についてはほとんど明らかにされておらず、歴史的事実および同案の評価についても様々な見解がとられている。しかも、ソ連の概説書、研究文献、百科事典および外交辞典⁴⁾の叙述は、筆者の管

родное положение СССР и его внешняя политика в 1933-1937 гг., Советская программа создания системы коллективной безопасности и борьба за ее осуществление (1933-1935 гг.). 本書は、前掲書の改訂版である。

В. Я. Сиполс, *Советский Союз в борьбе за мир и безопасность 1933-1939*, Москва, 1974, Глава I: Курс Советского Союза на создание системы коллективной безопасности (1933-1937 гг.).

尾上正男『ソビエト外交史 I』有信堂, 1972年, 第2部「一国社会主義建設外交」第15章「集団的安全保障」。

G. L. Weinberg, *The Foreign Policy of Hitler's Germany: Diplomatic Revolution in Europe, 1933-1936*, Chicago, 1970, 8: Germany and the European Powers from the Proposed Eastern Pact to the Announcement of Conscription.

B. B. Budurowycz, *Polish-Soviet Relations, 1932-1939*, New York, 1963, III: Poland and the Eastern Locarno.

A. N. Tarulis, *Soviet Policy toward the Baltic States, 1918-1940*, Ind., 1959, chapter Six: Protection Overtures.

В. И. Попов, «Английская дипломатия и Восточный пакт», *Новая и новейшая история*, 1963, № 3, 49-65.

深見秋太郎『20世紀の外交史—集団安全保障の史的研究』有斐閣, 1953年, 第5章「東欧における地域的集団安全保障をめぐる」。

4) 主要な文献を発行年の順に記す。

V. Potiemkin, ed., *Histoire de la diplomatie*, tome III (1919-1939), Paris, 1947 (В. П. Потемкин, под ред., *История дипломатии*, том III, Москва, 1945 の仏訳版).

Дипломатический словарь, 1 изд., Москва, 1948.

Большая советская энциклопедия, 2 изд., Москва, 1950-1958.

Ю. В. Борисов, *Советско-французские отношения и безопасность Европы*, Москва, 1960.

История Великой Отечественной Войны Советского Союза, 1941-1945, том I, Москва, 1960.

Дипломатический словарь, 2 изд., Москва, 1960-1964.

В. И. Попов, «Английская дипломатия и Восточный пакт», *Новая и новейшая история*, 1963, № 3, 49-65.

Ю. В. Борисов, *Советско-французские отношения, 1924-1945 гг.*, Москва, 1964.

З. С. Белоусова, *Французская дипломатия накануне Мюнхена*, Москва, 1964.

А. А. Громыко, под ред., *История Дипломатии*, 2 изд., том III, Москва, 1965.

История внешней политики СССР, I, 1917-1945, Москва, 1966.

А. Манфред, *Традиция дружбы и сотрудничества*, Москва, 1967.

История международных отношений и внешней политики СССР, том I, Москва, 1967.

Большая советская энциклопедия, 3 изд., Москва, 1969-.

История Коммунистической Партии Советского Союза (в 6 томах), том IV, Книга вторая (1929-1937 гг.), Москва, 1971.

Дипломатический словарь, 3 изд., Москва, 1971-1973.

История Второй Мировой Войны, 1939-1945, том I, Москва, 1973.

В. Я. Сиполс, *Советский Союз в борьбе за мир и безопасность 1933-1939*, Москва,

見の限りでは、1960年に刊行された『大祖国戦争史』(*История Великой Отечественной Войны Советского Союза, 1941-1945*)第1巻を境として著しく変化している。同書以前に発刊されたものは、仏ソ交渉の叙述を1934年5月のバルトゥ(L. Barthou, フランス外相)＝リトビノフ(M. M. Литвинов, ソ連邦外務人民委員)会談から始め、東方条約締結のイニシアチブをとったのはバルトゥであったと述べている⁵⁾。

『大祖国戦争史』では、1933年12月末にソ連がフランスに地域協定構想を提議したとされ、連盟加盟および地域協定締結の可能性を認めた、ソ連邦共産党(ボ)中央委員会の同年12月の決議を集団安全保障体制の樹立を指向するものとしてとらえ、次のように述べている。「ソ連によって、国際関係史上初めて提議された集団安全保障体制は、その時代において、戦争の効果的な防止および平和保障のための唯一の方策であった。」⁶⁾

『大祖国戦争史』以後の諸研究は、直接、この叙述を引用してはいないが、同書とほぼ同様の見解をとっている。たとえば、1964年に刊行された、Ю. В. Борисов, *Советско-французские отношения, 1924-1945 гг.*⁷⁾ および З. С. Белоусова, *Французская дипломатия накануне Мюнхена*⁸⁾ は、仏ソ交渉の叙述を1933年10月から始め、東方条約締結構想をめぐるソ連のイニシアチブを強調し、このソ連構想を集団安全保障体制を創設するものとしてとらえている⁹⁾。

1970年代に入って刊行された諸研究¹⁰⁾においては、ソ連が集団安全保障政策を追求したとする評価の傾向が更に強まっている¹¹⁾。

1974.

История внешней политики СССР, I, 1917-1945, Москва, 1976.

- 5) このような見解をとるものとして、以下がある。Потемкин, *указ. соч.*, *Дипломатический словарь*, 1 изд. и 2 изд., *Большая советская энциклопедия*, 2 изд., Ю. В. Борисов, *Советско-французские отношения и безопасность Европы*. なお、『外交辞典』第2版の叙述は、1933年末の仏ソ交渉に言及しているが、バルトゥのイニシアチブを認めている。
- 6) *История Великой Отечественной Войны Советского Союза, 1941-1945*, том I, стр. 82.
- 7) Ю. В. Борисов, *Советско-французские отношения, 1924-1945 гг.*, Москва, 1964.
- 8) З. С. Белоусова, *Французская дипломатия накануне Мюнхена*, Москва, 1964.
- 9) ポリソフによれば、ソ連邦共産党と政府は、フランス外相ポール＝ボンクール(J. Paul-Boncour)の原案を越えて動き出し、両者は、「ヨーロッパにおける集団安全保障体制の創設という斬新な構想、すなわちその実現は疑いもなく第二次大戦の回避をめざす闘いに重大な役割を演じたであろうところの東方条約を提議した」のである。ポリソフは、「東方条約構想はソビエトの構想であり、ブルジョア史学においてみなされているようなフランス構想ではない」と主張している(Борисов, *Советско-французские отношения, 1924-1945 гг.* стр. 204-205)。
- 10) 本稿 註4) 参照
- 11) たとえば、1976年版の『ソ連邦対外政策史』(*История внешней политики СССР, I, 1917-1945*)は、1966年版の該当箇所の叙述を大幅に改訂し、集団安全保障体制の創設を指向したとする評価を強調している。
- [追記：本稿脱稿後に、В. Я. Сиполс, 《СССР и проблема мира и безопасность в Восточной Европе (1933-1938 гг.)》, *СССР в борьбе против фашистской агрессии, 1933-1945*, Москва, 1976. および И. В. Михутина, *Советско-польские отношения, 1931-1935*, Москва, 1977. を参照したが、東方ロカルノ案をめぐるソ連外交について、集団安全保障政策を追求したとする同様の評価をなしている。——1978年2月]

他方、スコット (W. Scott)¹²⁾、平井氏¹³⁾、ムラン (M. Mourin)¹⁴⁾ ら、ソ連以外の国々における研究によれば、地域協定構想を提案したのはフランス側であり、交渉の当初、ソ連は、仏ソ二国間の相互援助条約を希望していたことが指摘されている。東方ロカルノをめぐるソ連外交についても、バルトゥのイニシアチブに応じたものとしてとらえられている。

このように、東方ロカルノ案に関する諸研究の見解には、様々な次元での相違がみられる。このような相違が生じた原因は、問題意識の差異にもよるものであるが、それぞれの研究が依拠している史料上の問題を指摘することができる。ポリソフ (Ю. В. Борисов)¹⁵⁾、シポルス (В. Я. Сиполс)¹⁶⁾ らによるソ連の研究は、主として、ソ連邦外務省アルヒーフ、『ソ連邦対外政策文書集』および *Международная Жизнь* 誌に発表された史料《Борьба СССР за коллективную безопасность в Европе в 1933-1935 годах》¹⁷⁾ に依拠して仏ソ交渉を構成している。他方、ソ連以外の国々における研究は、前掲誌および政府刊行文書集が未公開であったため、ソ連の外交史料を用いていない。そこで、歴史的事実および解釈の相違が生じている。

たとえば、1960年代以降のソ連の諸研究は、1933年12月末のソ連提案をもって、集団安全保障体制の創設に乗り出したとする前述の評価をなしているが、同提案については、ソ連以外の国々における研究では、全く言及されていないのである。

本稿においては、ドイツ、イギリスなどの公刊文書集に加えて、『ソ連邦対外政策文書集』および『フランス外交文書集』を中心として¹⁸⁾ 仏ソ交渉を再構成し、東方ロカルノを

12) Scott, *op. cit.*

13) 平井「ソ連外交と東欧ロカルノをめぐる歴史的覚え書」, 「1935年・仏ソ同盟条約の成立をめぐる一考察」。

14) Mourin, *op. cit.*

15) Борисов, *Советско-французские отношения, 1924-1945 гг.*

16) Сиполс, *указ соч.*

17) 《Борьба СССР за коллективную безопасность в Европе в 1933-1935 годах》, *Международная Жизнь*, 1963, № 6, 7.

18) 以下、引用に際し、使用した略号を記す。

ДВП. XVI Документы внешней политики СССР, том XVI (1933), Москва, 1970.

ДВП. XVII Документы внешней политики СССР, том XVII (1934), Москва, 1971.

DDF. 1-IV Documents diplomatiques français, 1932-1939, 1^{re} série (1932-1935), tome IV (16 juillet-12 novembre 1933), Paris, 1968.

DDF. 1-V Documents diplomatiques français, 1932-1939, 1^{re} série (1932-1935), tome V (13 novembre 1933-13 mars 1934), Paris, 1970.

DDF. 1-VI Documents diplomatiques français, 1932-1939, 1^{re} série (1932-1935), tome VI (13 mars-26 juillet 1934), Paris, 1972.

DBFP. 2-VI Documents on British Foreign Policy, 1919-1939, 2nd Series, Vol. VI (1933-1934), London, 1957.

DBFP. 2-VII Documents on British Foreign Policy, 1919-1939, 2nd Series, Vol. VII (1929-1934), London, 1958.

DGFP. C-II Documents on German Foreign Policy, 1918-1945, Series C, Vol. II, The Third Reich: First Phase (October 15, 1933-June 13, 1934), London, 1959.

DCFP. C-III Documents on German Foreign Policy, 1918-1945, Series C, Vol. III, The Third Reich: First Phase (June 14, 1934-March 31, 1935), London, 1959.

FRUS. 1933-II Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, 1933,

めぐるソ連外交を検討し¹⁹⁾、この作業を通じて、ソ連外交における「集団安全保障」政策の形成に光をあてることとしたい²⁰⁾。

I. 仏ソ接近の背景

第一次大戦後のフランス外交の基本政策は、一貫して安全保障を追求することであり、新たに東欧に誕生した諸国との間に、同盟体系を構築していた。この同盟体系は、ドイツからの「間接侵略 *agression indirecte*」²¹⁾に備えるとともに、ポリシェヴィズムに対する「防疫線 *cordon sanitaire*」としての機能が期待された。しかし、ロカルノ条約 Locarno Pact, *Traité de Locarno* の締結およびラインラントからの撤兵により、フランスがドイツからの「直接侵略 *agression directe*」に備える必要が生じたこと、四国協定 Four Power Pact に対するフランスの姿勢などを主要因として、フランス＝東欧諸国間の関係の離間が進行していた。1932年11月の仏ソ不侵略条約の締結は、「防疫線思想」の終焉を意味す

Vol. II: The British Commonwealth, Europe, Near East and Africa, Washington, D.C., 1949.

FRUS. 1934-I *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States*, 1934, Vol. I: General and British Commonwealth, Washington, D.C., 1951.

《*Les événements*》 *Rapport fait au Nom de la Commission chargée d'Enquêter sur les événements survenus en France de 1933 à 1945: Témoignages et documents recueillis par la Commission d'enquête parlementaire*, tome III, Paris, 1947.

《*Борьба СССР*》, № 6 《*Борьба СССР за коллективную безопасность в Европе в 1933-1935 годах*》, *Международная Жизнь*, Москва, 1963, № 6.

《*Борьба СССР*》, № 7 《*Борьба СССР за коллективную безопасность в Европе в 1933-1935 годах*》, *Международная Жизнь*, Москва, 1963, № 7.

Документы *Документы и материалы по истории советско-польских отношений*, том VI, 1933-1938 г., Москва, 1969.

DIA. 1934 John W. Wheeler-Bennett, ed., *Documents on International Affairs*, 1934. London, 1935.

SIA. 1932 Arnold J. Toynbee, ed., *Survey of International Affairs*, 1932, London, 1933.

SIA. 1933 Arnold J. Toynbee, ed., *Survey of International Affairs*, 1933, London, 1934.

SIA. 1934 Arnold J. Toynbee, ed., *Survey of International Affairs*, 1934, London, 1935.

SIA. 1935-I Arnold J. Toynbee, ed., *Survey of International Affairs*, 1935, Vol. I. London, 1936.

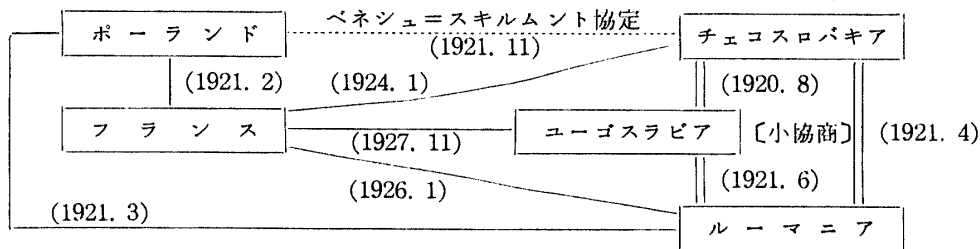
SDFP. III J. Degras, ed., *Soviet Documents on Foreign Policy*, Vol. III, London, 1953.

- 19) 東方ロカルノ案をめぐるとの動向は、現代史上、論争の多い問題を関連するものである。たとえば、フランス共産党の政策転換（1934年7月の社共統一行動協定調印）、ひいてはコミンテルン第7回大会における人民戦線戦術の採択と仏ソ協定との関係がそれである。本稿は、これらの問題を直接扱うものではないが、従来の研究においては、東方ロカルノ案をめぐるとのフランスおよびソ連の構想、仏ソ交渉の経緯が十分に解明されていなかったため、本稿はこれらの問題を考究する上で一つの手がかりを提供するものである。このほか、フランスの対ソ政策決定における国内的要因は重大な問題であるが、この点に関しては、スコットおよびデュロゼールの前掲の研究が詳しい。
- 20) 東方ロカルノ案は、最終的には、ロカルノ条約と対をなす地域的集団安全保障体制の創設を指向するものとなった。同案がロカルノ方式の条約構想となる過程を、フランス構想とソ連構想を対比させて分析することは、国際連盟時代の地域協定を検討する上で重要であり、かかる観点からの小論として、拙稿「東方ロカルノ案の形成（1933-1934年）—仏ソ同盟条約構想からロカルノ方式の地域的集団安全保障条約構想への転換過程—」（津田塾大学『国際関係学研究』4号、1977年所収）がある。本稿においては、フランス構想およびその形成については、適宜、言及するにとどめた。
- 21) 間接侵略とは、東欧あるいは東南欧のドイツの隣接国に対する、ドイツによる攻撃を意味する（A. Wolfers, *Britain and France between Two World Wars*, New York, 1940, pp. 21-22）。

るものであった²²⁾。1930年代に入り、ナチス＝ドイツからの脅威が増大し、フランスは軍縮交渉を通じてドイツの再軍備阻止を図ろうとしたが、軍縮交渉は難航していた²³⁾。1933年10月のドイツの軍縮会議および国際連盟からの脱退宣言によって大きな衝撃を受けたフランスは、東欧諸国との弛緩した同盟体系の再強化に乗り出す。そこで登場した方策が、対ソ接近であった。

他方、ソ連は、1920年代に、外交関係を樹立した隣接諸国との間に次々に不侵略中立条約を締結していた。1930年代に入り、満州事変の勃発によって日本の対ソ武力攻撃を強く懸念するようになったソ連は、これに対応するため、西側国境の安全保障強化をめざし、1932年には一連の不侵略条約を締結した。すなわち、フィンランド(1月21日調印、不侵略および紛争の平和的処理条約)、ラトビア(2月5日調印、不侵略および紛争の平和的処理条約)、エストニア(5月4日調印、不侵略および紛争の平和的処理条約)、ポーランド(7月25日調印、不侵略条約)、フランス(11月29日調印、不侵略条約)との諸条約がそれである²⁴⁾。

22) フランス＝東欧諸国間の同盟体系は、以下のようにあらわすことができる(括弧内は締結年・月)。



フランスの同盟体系の構築と弛緩については、以下の文献を参照した。

Wolfers, *op. cit.*

Cameron, *Prologue to Appeasement.*

R. Albrecht-Carrié, *France, Europe and the Two World Wars*, Geneve, 1960.

Néré, *op. cit.*

P. S. Wandycz, *France and her Eastern Allies, 1919-1925: French-Czechoslovak-Polish Relations from Paris Peace Conference to Locarno*, Minneapolis, 1962.

横山信『フランス政治史』福村出版、1968年。

横山信「第一次大戦後におけるフランスの東ヨーロッパ政策—(1)・(2) 完—」(『国家学会雑誌』80巻, 1・2号, 1966年10月, 1-21ページ, 3・4号, 1966年12月, 66-104ページ所収)。

浜口学「ロカルノ協定とフランスの安全保障」(東京大学教養学部『社会科学紀要』18輯, 1969年, 113-144ページ所収)。

石原司「ヴェルサイユ体制とロカルノ体制」(岩波講座『世界歴史』26, 現代3, 岩波書店, 1970年, 83-99ページ所収)。

23) 軍縮会議の経緯については以下が詳しい。

Néré, *op. cit.*, chapter 9: The Disarmament Conference and the Rearming of Germany.

Furnia, *op. cit.*, Part I: The Last Years of the Versailles System: Vicissitudes of the Anglo-French Revisionist Conflict, 1931-1934.

SIA. 1932, Part III (ii), The World Disarmament Conference.

SIA. 1933, Part II (iii), The Disarmament Conference.

24) ソ連の不侵略条約網の構築については、以下を参照した。

外務省条約局『「ソ」聯邦諸外国間条約集』, 1938年。

R. M. Slusser and J. F. Triska, *A Calendar of Soviet Treaties, 1917-1957*, Stanford, 1959.

История внешней политики СССР, I, 1917-1945, Москва, 1966, 1976.

直接に国境を接することのないフランスとのかかる条約は、すでに成立していた不侵略条約網に輪を入れるものであった。そして、1933年7月3日から5日にかけて、ロンドンにおいて調印された「侵略の定義に関する条約 Convention Concerning the Definition of Aggression (いわゆるロンドン議定書 London Protocol)」²⁵⁾は、この不侵略条約体系を更に強化するものであった。ソ連は、1933年を通じての日ソ関係の緊張²⁶⁾、ヒトラー (A. Hitler) の政権獲得 (1月30日) 以降の独ソ関係の漸次の冷却化²⁷⁾を背景として、この不侵略条約網を、侵略された場合の相互援助を約す体系に転化させる方向にむかうのである。

II. 初期のソ連構想

1. 初期の仏ソ交渉

1932年11月29日の仏ソ不侵略条約の調印以降、前述の国際情勢を背景として、仏ソ接近の気運が高まってきた。フランスは、この条約の早期批准に意欲を見せ、1933年2月15日、仏ソ間で批准書が交換された²⁸⁾。同年4月から5月にかけて両国は武官を交換し²⁹⁾、続いてフランスは、駐ソ大使に、親ソ的といわれるアルファン (C. Alphan) を任命した³⁰⁾。アルファンは、同年6月14日、ソビエト最高会議幹部会議長カリーニン (M. И. Калинин) に信任状を提出した³¹⁾。

1933年7月以降、仏ソ政府間の接触は、次第に活発化し、以下の三つのレベルの交渉が行なわれた。第一は、仏ソ通商協定締結交渉、第二は、技術協力をめぐる交渉、第三は、

Scott, *op. cit.*, chapter Four: The Franco-Soviet Non-Aggression Pact.

Budurowycz, *op. cit.*, chapter I: The Nonaggression Pact.

百瀬宏『東・北欧外交史序説』福村出版、1970年、第2章「ソ連=フィンランド関係の形成」(B)「不可侵条約の成立事情」。

平井友義「兩大戦間のソ連=ルーマニア関係におけるベッサラビア問題」(『アジア経済』15巻1号、1974年1月、23-37ページ所収)。

25) 同議定書は、1933年7月3日にソ連、アフガニスタン、エストニア、ラトビア、ベルシア、ポーランド、ルーマニア、トルコの間で、7月4日にソ連、チェコスロバキア、ルーマニア、トルコ、ユーゴスラビアの間で、そして7月5日にはソ連とリトアニアの間で調印された。フィンランドは、7月3日調印の八カ国間の条約に翌年1月31日に加入した。7月4日の五カ国間条約は、開放条約である (Slusser, *op. cit.*, p. 88, 大澤章「侵略の定義に関する条約」(『国際法外交雑誌』第33巻9号、1934年11月、1-48ページ、10号、1934年12月、23-58ページ、第34巻2号、1935年2月、14-32ページ所収) 参照)。

26) 1933年の極東情勢をめぐるソ連外交については、以下を参照せよ。

平井友義「ソ連の動向 (1926-1933年)」(『太平洋戦争への道』II, 朝日新聞社、1962年、289-340ページ所収) 参照。

平井友義「ソ連の動向 (1933-1939年)」(『太平洋戦争への道』IV, 朝日新聞社、1963年、259-360ページ所収)。

Beloff, *op. cit.*

前掲拙稿「米ソ国交樹立に関する一考察」。

27) 1933年の独ソ関係については、以下が詳しい。

平井友義「1933年独ソ関係の一考察」(『法学志林』56巻3号、1959年1月、111-177ページ所収)。

28) Scott, *op. cit.*, pp. 104-105, 110-114, Mourin, *op. cit.*, pp. 182-183.

29) Scott, *op. cit.*, p. 106, Mourin, *op. cit.*, p. 180.

30) Scott, *op. cit.*, pp. 106-107, Mourin, *op. cit.*, p. 180.

31) ДВП. XVI, № 177.

仏ソ相互援助条約に関する交渉である。通商協定については、すでに1931年から検討されていたが、フランス政府保証のクレジットを要求するソ連の主張と、クレジットの前提として帝政時代の負債問題の解決を迫るフランスが対立していた³²⁾。1933年7月以降、交渉に進展の兆しが見え始め、翌年1月11日、期限1カ年の仏ソ暫定通商協定³³⁾が調印された。仏ソ両国は、同協定締結による経済関係の拡大を目的としたのではなく、仏ソ接近を象徴するその政治的意義を評価していたのであった³⁴⁾。

技術協力交渉は、空相コット (P. Cot) の訪ソ (1933年9月13日～22日) を契機として活発に行なわれるようになった。この問題は、相互援助条約に関する交渉と連関しているので、仏ソ交渉の経緯の叙述において、言及することとする。

国際政治場裡における仏ソ提携の動きは、1933年7月から始まった。7月6日、ロンドン世界経済会議に出席したリトビノフは、ダラディエ (E. Daladier) 首相およびポール＝ボンクール (J. Paul-Boncour) 外相と会談し、ロンドン議定書へのフランスの加入および「情報交換に関する紳士協定 *джентльманское соглашение об обмене информацией*」の締結を提議した³⁵⁾。7月から10月初旬にかけて、ソ連側は、駐仏大使ドブガレフスキー (В. С. Довгалеvский) あるいはフランスの駐ソ大使アルファンを通じてこの提議を伝えていた³⁶⁾。フランス側は、ロンドン議定書の加入については、対英関係を考慮すると時期尚早であるとして、否定的な回答を明らかにしていた³⁷⁾。情報交換に関する紳士協定については、フランス外務省は、7月19日付の政策方針覚書³⁸⁾において、以下の観測を示している。この覚書によれば、フランスはソ連の示した信頼に満足するが、独ソ間の同種の協定との関係、フランスがすでに締結した条約との関係³⁹⁾、あるいは仏ソ協定に対するイギリスの懸念などを考慮し、ソ連の提議には応じられないとの見解を持っていた⁴⁰⁾。

8月末から9月にかけてのエリオ (E. Herriot, 元首相, 下院外交委員長, 急進社会党党首) およびコット空相の訪ソの際にも、仏ソ提携が話題となった。エリオは1933年8月26日から9月9日にかけて、私人の資格で訪ソし、ソ連南部の共同農場、水力発電所、工場などを視察し、モスクワでは、リトビノフ、モロトフ (В. М. Молотов) 人民委員会議議長、トハチェフスキー (М. Н. Тухачевский) 陸・海軍人民委員代理ら、ソ連の要人

32) Scott, *op. cit.*, pp. 11-13.

33) この協定においてソ連は、12カ月間に総額2億5,000万フラン以上をフランスから買付けることを取決めた。同協定の仏語正文は、『「ソ」 聯邦諸外国間条約集』551-574ページ参照。1933年夏以降の通商協定締結をめぐる仏ソ交渉については、*DDF*. 1-IV, nos 63, 136, 1-V, nos 183, 213, 311, *ДВП*. XVI, № 332, 337, Scott, *op. cit.*, pp. 147-148 を参照。

34) リトビノフは、1933年12月5日付の、ソ連邦共産党 (ボ) 中央委員会宛の書簡において、フランス側が多額の取引よりもその政治的効果を考慮しているとし、仏ソ通商協定締結の政治的意義を説明し、協定の早期締結を具申した (*ДВП*. XVI, № 429)。

同協定の評価については、スコットの前掲書を参照せよ (Scott, *op. cit.*, p. 148)。

35) *ДВП*. XVI, № 222.

36) *Там же*, прим. № 171, № 297, 309.

37) *Там же*, № 222, прим. № 171,

38) *DDF*. 1-IV, n° 20.

39) ポーランドおよび小協商諸国との相互保障条約、1932年のローザンヌ条約 *accord de confiance européen de Lausanne de 1932*, 四国協定, 集团的な諸協定 (*DDF*. 1-IV, n° 20)。

40) *DDF*. 1-IV, n° 20.

と会談した⁴¹⁾。アルファンによれば、モスクワ市ソビエトによって催された夜会では、初めて、仏ソ同盟問題が控えめにではあるが公然と語られた⁴²⁾。リトビノフとエリオの会談において、リトビノフは再び、フランスのロンドン議定書への加入および情報交換に関する紳士協定の締結を求めた⁴³⁾。エリオは帰国後、ソ連の増大しつつある工業力、軍事力を賞賛し、フランスがこれを利用するよう世論に訴え⁴⁴⁾、仏ソ提携を強く支持した⁴⁵⁾。

エリオに続いて、空相コットは、外務省および陸軍省の承認を得て、現役の閣僚としては初めて、ソ連を公式に訪問し、赤軍および航空使節を見学した。彼は、ソ連の航空技術の予想以上の進歩に驚嘆し、航空技術方面での仏ソ協力の意向を固めた⁴⁶⁾。コットは、仏ソ間の安全保障協定の可能性を多数のソ連の指導者と確認した⁴⁷⁾。コットは帰国後、ソ連側が仏ソ技術協力を申し入れたとして、ドイツに対抗するための技術協力の実現を政府に強く働きかけた⁴⁸⁾。

1933年7月から10月初旬にかけての外交ルートを通じての仏ソ交渉は、情報交換に関する紳士協定の締結およびロンドン議定書へのフランスの加入を提議するソ連のイニシアチブにフランスが対応する形をとり、フランス側の反応は極めて消極的なものであった。仏ソ間の技術協力に関する交渉は、これと平行して、進められていた⁴⁹⁾。

41) エリオの訪ソに関しては、以下を参照した。DDF. 1-IV, nos 195, 204, 251, 252, ДВП. XVI, № 291, 297, прим. № 148, 1933年9月23日発, 大田大使から広田外務大臣宛, 公第254号『『エリオ』ノ『ソヴィエト』聯邦来訪』, 日本外務省外交史料館資料, A. 2. 2. 0. F/R1 (仏・蘇外交関係係纂((仏国政府ノ共産主義宣伝防止関係ヲ含ム)))。

42) 9月12日付のアルファンの外相宛報告。DDF. 1-IV, n° 204.

43) 9月19日付リトビノフ発ローゼンベルグ (M. И. Розенберг) ソ連・駐仏臨時代理大使宛書簡, ДВП. XVI, № 291.

44) Scott, *op. cit.*, pp. 118-119.

45) DBFP. 2-VI, No. 455. 1935年1月の *Foreign Affairs* 誌に掲載された, A. Géraud, "France, Russia, and the Pact of Mutual Assistance," によれば, カリーニン, リトビノフらがエリオに仏ソ同盟を支持するよう求めた (A. Géraud, "France, Russia, and the Pact of Mutual Assistance," *Foreign Affairs*, XIII, No. 2 ((Jan., 1935)), p. 227)。

46) コットの訪ソについては、以下を参照した。DDF. 1-IV, nos 249, 251, 252, 308, ДВП. XVI, № 292, 297, прим. № 218, Scott, *op. cit.*, pp. 119-121.

47) DDF. 1-IV, n° 249.

48) コットが帰国後、訪ソについてまとめた覚書 (外相宛, 10月14日付) によれば, 彼は, 第一に技術協力交渉, 第二に軍事使節団の交換, 第三に紛争時の工業援助契約の検討, 第四に相互援助条約の検討を実施することを具申し, 技術レベルから政治レベルの協力に移行することをめざした (DDF. 1-IV, n° 308, annexe)。

49) 仏ソ間では, 10月から11月にかけて, 航空面および海軍における協力を, 使節の交換という形で行なうことが検討され, 1933年末から1934年始めにかけて, 海軍使節が交換された。ソ連はことに, 海軍建設のための技術協力を希望していた (DDF. 1-IV, n° 156, annexe, nos 228, 251, 308, 339, 354, 397, 412, 1-V, nos 5, 14, 28, 43, 160, n° 14, note 4, ДВП. XVI, № 291, 297, 332, 337, 347, 357, 358, прим. № 272, стр. 618. См. ДВП. XVI, № 437, 440, прим. № 317)。

独ソ軍事協力の中止という事態を迎えたソ連は, フランスとの技術協力を期待し, フランスも, コットの報告 (DDF. 1-IV, n° 308, annexe) などにより, ソ連の工業力および軍事力を肯定的に評価し, ソ連をポーランドへの物資の供給源および供給ルートとすることを考慮していた。しかし, フランス軍最高司令部の対独戦略構想において, ソ連からドイツへの原料および物資の供給を断ち切るという観点で対ソ提携が考えられ, しかも, フランス軍への共産主義の浸透が恐れられていた以上, フランスが対ソ軍事協力を積極的に乗り出すことはなく (DBFP. 2-VI, No. 48, Enclosure I, M. Gamelin, *Servir*, tome II, Paris, 1946, pp. 130-133, Scott, *op. cit.*, pp. 138-140, 196-197, 平井「1935年・仏ソ同盟条約の成立をめぐる一考察」16ページ), 技術協力にも限界があった。

仏ソ交渉の転機となったのは、10月14日のドイツの連盟および軍縮会議からの脱退宣言である。ジュネーヴの軍縮会議からの帰国後、ポール＝ボンクール外相は、レジエ (A. Saint-Léger Léger) 事務総長 *secrétaire général* およびバルジュトン (Bargeton) 政治局長と協議し、従来の東欧諸国との同盟を新たな同盟によって補完すること、すなわち、ソ連との間に、フランスとポーランドとの条約に類似した、可能なならばそれに組み込まれた相互援助条約を締結することを検討した⁵⁰⁾。ポール＝ボンクールの対ソ接近の主眼は、仏ソ相互援助条約によって、ポーランドおよびルーマニアの背面を保障して、これら同盟諸国とフランスの共同行動を容易にすることにあった⁵¹⁾。

10月20日のドブガレフスキーとポール＝ボンクールの会談において、外相は、ドイツの情勢に変化がなければ、仏ソ〔不侵略〕条約やロンドン議定書を相互援助条約によって補完する問題が生じると述べた⁵²⁾。

10月31日、米ソ国交樹立交渉のため、ワシントンにむかう途上、パリに立ち寄ったリトビノフは、ポール＝ボンクールと会談した。ソ連の外交史料によれば、外相は、ドイツの再軍備および戦争準備に対し、仏ソが共同して対抗措置をとることが重要であるとし、数度、仏ソ不侵略条約を補完する相互援助に言及した。両者は、仏ソ間の提携の方法について検討する旨、約した⁵³⁾。すでにフランスは、インドシナにおける海軍力の弱体により、対日関係にかかわる約定をソ連とは締結しない旨、明らかにしていたので⁵⁴⁾、リトビノフは、西洋のみならず東洋をも考慮しなければならないとするソ連の立場を説明し、理解を求めた⁵⁵⁾。

ポール＝ボンクールの回顧録および議会における証言などによれば、同日の会談でリトビノフは、仏ソ二国間の相互援助条約を希望していたが、外相は、仏ソ協定はヨーロッパのみに限定されたものでなければならず、フランスと東欧諸国間の条約に連関することが望ましく、かつ、ソ連が連盟に加盟することが、仏ソ協定の前提条件となることを示した⁵⁶⁾。交渉の初期において、ソ連側は、フランスの提議には慎重な対応を見せながらも、ドイツおよび日本からの脅威を懸念して、極東の紛争にも適用しうる、排他的な仏ソ同盟を指向していたのである⁵⁷⁾。

11月19日、外相は、ドブガレフスキーに、ドイツの連盟および軍縮会議からの脱退により、同会議は絶望的な状況に陥り、イギリスとイタリアは、フランスに対独譲歩の圧力をかけていると述べた。ポール＝ボンクールは、かかる難局の打開は、ソ連の連盟加盟に

1934年に入ってから技術協力交渉は続けられていたが、顕著な成果はみられなかった (ДВП. XVII, № 68, прим. № 69, 70, DDF. 1-V, nos 305, 420, 421)。

50) 《Les événements》, p. 793, J. Paul-Boncour, *Entre deux guerres*, tome II, Paris, 1945, pp. 361-362.

51) 《Les événements》, p. 793, Paul-Boncour, *op. cit.*, pp. 361-362.

52) ДВП. XVI, № 322, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 151.

53) ДВП. XVI, № 332, 337, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 151. V. DDF. 1-IV, n° 375, note 1.

54) ДВП. XVI, № 325, 10月25日付, ローゼンベルグ発外務人民委員部宛報告。

55) Там же, № 332.

56) Paul-Boncour, *op. cit.*, pp. 362-365, 《Les événements》, pp. 793-794, Scott, *op. cit.*, pp. 135-137. (スコットは、ポール＝ボンクールへのインタビューを行なってこの会談を構成している)。

57) V. DDF. 1-VI, nos 100, 363, 442, 457. See DBFP. 2-VI, Nos. 455, 465, 472, 487.

よって可能であるとしたが、ドブガレフスキー大使は、連盟加盟には否定的な回答を与えた⁵⁸⁾。

この3日後の両者の会談において、外相は、ドブガレフスキーに以下のように述べた。「自分は、ドイツとの直接交渉や対独譲歩には反対であるが、英・伊はフランスがドイツの軍備を承認しこれを交渉の出発点として認めるよう、圧力をかけてきており、フランス国内にもドイツとの合意を求める勢力がある。これを阻止するためには確固たる外交政策が必要であり、仏ソ相互援助条約が独仏了解に対する障壁である。この問題は急迫しており、一刻の猶予もない。」⁵⁹⁾ (大意)

ポール＝ボンクールとの度重なる申し入れに対し、ソ連側は検討を始めた。11月29日、クレスチンスキー (Н. Н. Крестинский) 外務人民委員代理は、ドブガレフスキー大使に、連盟加盟に際しては留保条件があるが、協議に同意し、相互援助条約についてもポール＝ボンクールとの会談を始めるよう訓令した⁶⁰⁾。大使は、翌日、外相にこの旨、伝えた⁶¹⁾。

12月5日のドブガレフスキーとポール＝ボンクールの会談⁶²⁾において、外相は、ソ連の連盟加盟が相互援助条約締結交渉を容易にする⁶³⁾と説明した。これに対してドブガレフスキーは、ソ連は、連盟加盟と相互援助条約を別個の問題として検討しているとし、それぞれについてのフランスからの具体的な提案を待っていることを伝えた⁶⁴⁾。

12月7日付および11日付のリトビノフとの会談についてのアルファンの報告によれば、リトビノフは、連盟加盟国内のソ連未承認国の存在、仲裁裁判および「武力制裁」などを連盟加盟の際の障壁として挙げた⁶⁵⁾。

ドブガレフスキー大使は、本国から召還されていた⁶⁶⁾が、帰国前の同月12日にポール＝ボンクールと会談した。外相は、ソ連側が、連盟加盟と相互援助条約の提議を同時に受諾するよう主張した⁶⁷⁾。12月15日付の外相発アルファン宛の訓令は、この会談の内容および、ソ連の連盟加盟と相互援助条約に対する彼自身の考えを伝えている。前者について、ポール＝ボンクールは、ソ連側が連盟加盟の際の障害として指摘している諸点は、必ずしも決定的なものではなく、解決可能であるとした⁶⁸⁾。後者について、外相は、ライン

58) ДВП. XVI, № 390, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 151-152.

59) ДВП. XVI, № 390, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 152.

60) ДВП. XVI, № 396.

61) Там же, № 397. ソ連側は、この交渉を極秘とするよう、フランスに申し入れた (Paul-Boncour, *op. cit.*, pp. 365-369, Cameron, "Alexis Saint-Léger Léger," p. 385)。

62) ДВП. XVI, № 413.

63) 12月5日付のフランス外務省政策方針覚書は、相互援助の手段についての検討をまとめている。ここにおいては、ソ連が非連盟加盟国の場合、フランスの対ソ援助は、連盟規約およびライン協定に抵触しない程度の、極めて限定されたものになるが、ソ連の連盟加盟により、フランスの対ソ援助の範囲が拡大されることが明らかにされている (DDF. 1-V, n° 84)。

64) ДВП. XVI, № 413. V. DDF. 1-V, n° 88.

65) DDF. 1-V, n° 105, note 2, n° 105.

66) リトビノフは、ドブガレフスキーに15日にモスクワに帰着するよう、訓令していた (DDF. 1-V, n° 105. См. ДВП. XVI, прим. № 310)。

67) 《Борьба СССР》, № 6, стр. 152.

68) DDF. 1-V, n° 139. たとえば、連盟国内のソ連未承認国の存在については、ソ連の連盟加盟が対ソ承認の気運を促進するとし、仲裁裁判については、連盟加盟国は、仲裁裁判、司法的解決、連盟理事会への付託のうちのいずれかを選択できるとしている。

協定 Rhine Pact, pacte rhénan との抵触の問題があることから、フランスと非連盟加盟国ソ連との間の相互援助条約実現は極めて困難であるが、ソ連とその隣接国であるポーランドおよび小協商諸国との相互援助条約は、ロンドン議定書を確認する意味においても、追求すべきであり、相互援助の方法としては、紛争時にも機能することが可能な、工業援助条約体系 système d'accords d'assistance industrielle が望ましいとする考えを持っていた⁶⁹⁾。

モスクワに召還されていたドブガレフスキー大使は、帰任後の12月28日、地域的相互防衛協定調印とソ連の連盟加盟に関する提議をポール＝ボンクール外相に伝えた。まず、地域協定については、以下を提案した。

1) ソ連は、条件付で連盟に加盟することに同意し、連盟の枠内で、ドイツからの侵略に対する相互防衛に関する地域協定を締結することに異議はない。

2) ソ連は、ベルギー、フランス、チェコスロバキア、ポーランド、リトアニア、ラトビア、エストニア、フィンランド、あるいは、フランスとポーランドが参加するという条件で、これらのうちの数カ国が参加する協定への加入に同意する。

3) 相互防衛協定の義務の明確化についての詳細な交渉は、その発起人 инициатор たるフランスの協定草案提示をもって開始される。

4) 相互防衛協定の下における義務の如何にかかわらず、同協定には規定されていない軍事攻撃の場合にも、締約国は互いに、外交上、道義上、そして可能な限り物的援助 материальная помощь を与え、自国の新聞雑誌にしかるべき影響を及ぼすことを約す⁷⁰⁾。

ドブガレフスキー大使は、連盟加盟の際の留保条件として、以下の諸点を提示した。

1) ソ連は、第三国による強制的な審理が予測される連盟規約12条および13条に異議を持っているが、連盟加盟に際し、仲裁裁判はソ連の連盟加盟後に発生する紛争のみに義務的であるという留保を付けることが許されるならば、フランスからの提議を受諾して、この異議を却下する。

2) 連盟規約12条1項後段は、戦争を国際紛争解決の手段として認めているので、これを削除し、この条項をケロッグ＝ブリアン条約と一致させる。

3) 連盟規約22条の委任統治の規定を削除し、現行の委任統治の廃止を主張する。

4) 連盟規約23条に、人種および民族の平等を全連盟加盟国の義務とする一節を挿入する。

5) ソ連と全連盟加盟国間の正常な関係の回復および相互の承認を要求し、最悪の場合に備えて、全連盟加盟国間の正常な外交関係回復に関する条項を連盟規約に挿入すること、あるいは連盟総会がこれを決議することを主張する⁷¹⁾。(以上、大意)

69) *Ibid.* 11月18日付(DDF. 1-V, n° 28)および12月13日付(DDF. 1-V, n° 120)のフランス外務省政策方針覚書は、フランスが、ポーランドをも含めた工業援助協定 accord d'assistance industrielle を検討していたことを明らかにしている。この協定は、参加国の経済関係の拡大、トランジットに便宜を図ること、天然資源および工業製品の利用に関する契約を締結することを目的としていた。

70) ДВП. XVI, прим. № 321, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 152-153.

71) ДВП. XVI, прим. № 321, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 153.

このソ連提案に対し、ポール＝ボンクールは、以下の見解を明らかにした。外相は、フランスの草案提出に同意し、参加国については、ベルギーの加入を懸念したが、バルト諸国を含めることを歓迎し、最も重要な参加国は、ソ連、ポーランド、フランス、チェコスロバキアであるとした。彼は、地域協定に規定されない紛争に援助を与えることに難色を示し、ことに物的援助に反対した。連盟加盟の際のソ連の留保条件については、連盟規約の修正が非常に困難であることを指摘した⁷²⁾。

1934年1月4日付のフランス外務省覚書によれば、駐仏・ソ連大使ドブガレフスキーは、外相の要請により、レジエ事務総長に、ソ連の連盟加盟およびヨーロッパに限定された地域的相互援助条約に参加する可能性についての前述のソ連政府の決定を詳細に伝えた。大使は、ポール＝ボンクールが、フランス、ソ連、ポーランドおよびチェコスロバキアを含む協定を考慮していたとして、これを説明に援用した⁷³⁾。レジエは、ヨーロッパ地域以外の紛争についても援助を求めるソ連提案に対し、援助の拡大適用が、フランスがアジアに領有している港湾に対する日本側からの侵略の口実となるという懸念を表明し、否定的な態度を示した⁷⁴⁾。

フランス外務省は、このソ連提案を詳細に検討していた⁷⁵⁾が、1月25日付のドブガレフスキーの報告は、この問題に関する仏ソ交渉が行なわれていないことを示している⁷⁶⁾。1月27日には、フランス内政の動揺により、第二次ショータン(C. Cautemps)内閣が倒れ、ポール＝ボンクールが辞任した。翌日、ポール＝ボンクールは、ドブガレフスキーに、どのような内閣においても、仏ソ関係の本質は不変であることを保障するが、その方法には

72) *ДВП*. XVI, № 444, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 153.

73) *DDF*. 1-V, n° 193.

74) *ДВП*. XVII, прим. № 35. ポール＝ボンクールも、対日関係を考慮して極東における紛争への援助の拡大適用に反対しており(См. *ДВП*. XVII, № 36),すでに前年の12月21日、着任挨拶に訪れた日本の駐仏大使佐藤尚武に、仏ソ間の関係改善は、対独関係上の勢力均衡を目的とするものであり、欧州問題に限定され、極東における日本の立場に何ら影響を及ぼさないことを強調している(1933年12月23日発、佐藤大使から広田外務大臣宛、第609号、日本外務省外交史料館資料、A. 2. 2. 0. F/R1. V. Paul-Boncour, *op. cit.*, pp. 368-369)。

75) 1月26日付のフランス外務省政策方針覚書(*DDF*. 1-V, n° 277)は、ソ連提案に対するフランス側の見解を記している。

ソ連の連盟加盟の留保条件については、①ソ連は、仲裁裁判および司法的解決の原則に異議を唱えておらず、連盟加盟以前の問題を付託しない旨の保証を求めており、この保証は宣言の形式をとることが適当である、②規約12条1項ならびに22条については、ソ連側の解釈に問題がある、③国内制度の保護および人種の平等に関する条項を規約に挿入することは、アメリカおよびイギリスの自治領などからの大きな懸念を招く、④ソ連と全連盟加盟国間の外交関係を樹立する旨の勧告は、不可能と思われるが、ソ連の連盟加盟が対ソ承認を容易にする、とした。

地域的援助条約については、ライン協定により、フランスの直接の対ソ援助が困難であることを重ねて表明していたにもかかわらず、ソ連側が、ポール＝ボンクール外相がフランスを含む相互援助条約を考慮していたことを指摘したのは、誤謬に基づくものであるとし、フランスは、地域的相互援助条約を極東に拡大適用することに反対であり、仏ソ間で協議条約を締結し、経済的な提携をはかり、ポーランド、小協商諸国とソ連との相互援助条約締結を促進させる構想を持っていた。

なお、ソ連の連盟加盟問題については、ソ連の国際連盟政策の中に位置づけて検討する必要があるが、別稿として論じることが適当と思われるので、本稿においては詳細な考察は行なわない。

76) *ДВП*. XVII, № 26.

変化があるかもしれないと述べ、ソ連提案については、目下、検討中であり、数日後にレジェが外務省の見解を伝えるであろうとした⁷⁷⁾。これ以後、交渉は中断され、その再開は、約三カ月の後になる。

2. 初期のソ連構想

ソ連は、1933年夏以降、フランスに仏ソ同盟を提議していたといわれるが、これを正式の外交交渉のルートに乗せたのは、ポール＝ボンクールであった。前述のように、ソ連はこの交渉において、極めて慎重な態度をとり、フランスの具体的な提案を待っていた。フランスが、ソ連の連盟加盟を相互援助条約締結の前提条件として提出していたのに対し、ソ連はこれらを別個の問題として検討することを主張し、相互援助については、極東における紛争にまで適用することを強く要請していた。

ソ連は、ポール＝ボンクールの提議を受けてこの問題の検討を進め、1933年12月28日には、フランスに、具体的な提案を提示するに至った。1960年代以降のソ連の諸研究は、この提議を、集団安全保障体制を創設するものとして評価している。この12月の提案は、仏ソ提携の方策についてのソ連側の構想を端的に示しており、それ以後の原案に大きな影響を与えたと考えられるので、以下、このソ連提案を中心として、初期のソ連構想を検討する。

ソ連の外交史料⁷⁸⁾および諸研究⁷⁹⁾から得た情報を総合して、この提案がソ連において決定された経緯を再構成すると、次のようになる。ソ連邦共産党(ボ)中央委員会は、ドイツからの脅威の増大という状況下において、「集団安全保障構想」⁸⁰⁾を検討し、12月12日、「平和の強化および侵略の阻止を目的とする、ヨーロッパにおける、効果的な安全保障体制の創設をめざす闘いの展開に関する歴史的決議」⁸¹⁾を採択した。その決議に基づいて外務人民委員部は、「ヨーロッパの集団安全保障体制創設」⁸²⁾に関する草案を作成した。連盟加盟について外務人民委員部は、ロカルノ条約と仏ソ相互援助条約の抵触の問題を検討し、相互援助条約締結のためには、ソ連の連盟加盟が望ましいとし、前述の連盟加盟の際の留

77) Там же, № 36.

78) ДВП. XVI, прим. № 321, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 152-153.

79) История Второй Мировой Войны, 1939-1945, том I, стр. 283-284.

История внешней политики СССР, I, 1917-1945, 1976, стр. 308-309.

80) История Второй Мировой Войны, 1939-1945, том I, стр. 283.

81) История внешней политики СССР, I, 1917-1945, 1976, стр. 308.

この中央委員会の決議に関する党史の叙述は、版によって異なる。第一版および第二版の叙述は、ほぼ同様で、以下にこれを引用する。「1933年12月に、党中央委員会は、ソ連が国際連盟に加入する可能性があり、またヨーロッパの多数の国家を参加させて、侵略に対する地域的相互防衛協定を締結する可能性があるということを予見した決定を採択した。」(傍点引用者、История Коммунистической Партии Советского Союза, 1 изд., Москва, 1959, стр. 453, 2 изд., 1962, стр. 474)。第三版および第四版の叙述は同一で、以下のとおりである。「1933年12月、党中央委員会は、ソ連が国際連盟に加入してもよいと認め、また、侵略に対する相互防衛についての多数のヨーロッパの国家の加わる協定を締結してもよいと認めた。」(傍点引用者、3 изд., 1969, стр. 427, 4 изд., 1971, стр. 427)。

История Коммунистической Партии Советского Союза (в 6 томах)によれば、党中央委員会は、「フランスの提案」を検討したのは、12月20日である(Там же, том IV, Книга вторая, стр. 28-29)。

82) История внешней политики СССР, I, 1917-1945, 1976, стр. 308.

保条件を挙げた。12月19日、党中央委員会政治局は、外務人民委員部の提議を認可し、同月28日、ソ連の駐仏大使ドブガレフスキーがこれをフランスに提示したのである。

地域的相互防衛協定において、ソ連が予定した参加国の中で注目すべきは、フランスとバルト三国およびフィンランドである。バルト諸国の参加をソ連が提議した背景として、ソ連が同地域を足場とするドイツの対ソ侵略を懸念していたことを指摘できよう。フランスについては、同国が、ライン協定により、直接、ソ連を援助することが困難であるとの立場を表明していた⁸³⁾にもかかわらず、フランスをも含めたことは、フランスの対ソ援助獲得を第一目的とするソ連側の姿勢を示すものであろう。参加を予定されていない国々について、ドブガレフスキーは、次のように説明している。オーストリアとデンマークは、侵略に際し、援助を供与できない立場にあり、ルーマニアとユーゴスラビアについては、この協定が対象とする地域以外の紛争⁸⁴⁾にかかわっているので除外する⁸⁵⁾。

ソ連が提案した地域協定は、ドイツからの侵略の脅威に対し、締約国が集団的な防衛を約す、防禦的性格の地域協定である。集団安全保障を、対立関係にある国家をもすべて包含し、相互不侵略および相互援助を約す安全保障方式とするならば、この地域協定が仮想敵国ドイツを想定している以上、集団安全保障とは言い難い⁸⁶⁾。参加国からみれば、この地域協定が対独包囲網を形成することは、明白である。しかも、ソ連が、極東における紛争の場合にも援助を拡大適用することを意図していた点を考慮すれば、このソ連構想は、対抗同盟的性格を持つといえよう。

それまで、隣接諸国を中心とする不侵略条約によって安全保障の確保をはかってきたソ連が、上記のような、広範な地域協定を構想し、連盟加盟を決定したことは、ソ連外交の転換を意味し、1933年12月12日の党中央委員会の決議に基づく12月28日のソ連提案は、この明証である。地域協定の締結は、ソ連が資本主義諸国と「同盟関係」に入ることを示しており、ソ連がこのような積極的な外交政策り乗り出した原因は、国際情勢の悪化、すなわち、日本およびドイツからの侵略の脅威が増大しつつあるというソ連側の認識であった。

83) *DDF*. 1-V, n° 277.

84) ユーゴ=イタリア間、ルーマニア=ハンガリー間の紛争を指す。*DDF*. 1-V, n° 193.

85) *Ibid.*

86) ソ連における集団安全保障の概念規定は、仮想敵国の想定を含むものではない(たとえば、以下を参照せよ。*Дипломатический словарь*, 2 изд. и 3 изд., *Вольшая советская энциклопедия*, 2 изд. и 3 изд.)。

なお、ヴォロンツォフ、カプスチンは、前掲論文「アジア集団安全保障」において、12月の党中央委員会の決議について、次のように述べている。「局地条約は、右の決議によれば、他の諸国の包囲と孤立をあらかじめ目的とした排他的ブロックとは考えられていなかった。集団安保についての局地協定の意味は、それがまず第一に、ある地理的地域の全国家に例外なく調印の可能性が与えられなければならない、第二には攻撃された場合にはどの加盟国にも積極的な援助を同等に保障し、侵略者に対して平和の維持に関心をもつ諸国家の統一戦線を対抗させなければならないことにある。」(ヴォロンツォフ、カプスチン、前掲論文、52-53ページ、同様の見解は、*История внешней политики СССР*, I, 1917-1945, Москва, 1966, стр. 279 においても示されている。)

ドイツを除外したソ連構想は、この説明と矛盾するものである。ソ連における地域協定については、J. F. Triska and R. M. Slusser, *The Theory, Law and Policy of Soviet Treaties*, Stanford, 1962, chapter 16: Political Treaties, I: Treaties of Alliance, Treaties of Mutual Alliance, and Regional Treaties. ことに240-241ページを参照せよ。

1933年末から翌年にかけてのソ連の指導者の報告演説は、この政策転換を暗示している。カール・ラデック (Карл Радек) は、1933年12月16日付の『イズベスチヤ *Известия*』紙に発表した論説の中で、「帝国主義諸国」による対ソ攻撃の危険がある場合、当該攻撃国に対する抗争を遂行する「帝国主義諸国」との協定の可能性を否定しなかった⁸⁷⁾。

同月25日、スターリン (И. В. Сталин) は、『ニューヨーク・タイムズ *New York Times*』紙記者デュランティ (Duranty) との会見で、ソ連の連盟に対する、従来の否定的な態度の転換を示唆する発言をなした⁸⁸⁾。12月28日のモロトフの中央執行委員会における報告⁸⁹⁾および29日のリトビノフの報告⁹⁰⁾においても、国際平和維持のために連盟の果たす役割が消極的にではあるが認められている。リトビノフの報告においては、不侵略条約調印後に、急速に仏ソ関係の進展があったことが表明されている⁹¹⁾。

1934年1月26日、スターリンは、ソ連邦共産党 (ボ) 中央委員会の活動に関する第17回党大会への報告演説の中で、「ソ連邦の平和政策の成功を反映している事実の中から疑いもなく重要な意義を持つ二つの事実」として、第一に、ソ連とポーランドおよびソ連とフランスの関係改善に言及した⁹²⁾。このスターリンの報告演説について、山極潔氏は、「もっぱらソヴェト・ロシアの利益という観点から資本主義世界の情勢を論じ、いくつかの点で、各国におけるプロレタリア革命の実現を直接目標とするコミンテルン執行委員会第13回総会のテーゼとは異なる評価を与えたものであった」⁹³⁾(傍点は引用者による)と、指摘されている。本稿で検討した、ソ連外交の展開およびそれを象徴する、1933年12月の党中央委員会決議がスターリンの報告演説の背景にあり、これを考慮すると、同決議に明示されたソ連外交における安全保障の優位性は、山極氏の指摘と一致するものと思われる。

1933年12月の党中央委員会の決議は、ソ連外交史上の一時代を画するものであり、同月28日のソ連提案は、ポール＝ボンクール構想の延長線上にあるものではあるが⁹⁴⁾、最初に提出された具体的な提案としての意義を有し、その後の交渉の基盤となったのである。

III. 仏ソ交渉の停滞とソ連の対応

ポール＝ボンクール外相のイニシアチブによって推進されていた仏ソ交渉は、第二次シ

87) Karl Radek, "The Bases of Soviet Foreign Policy," *Foreign Affairs*, Vol. XII, No. 2 (Jan., 1934), p. 205. ラデックの論説は、同誌に転載された。

88) *ДВП*. XVI, № 438, *SDFP*. III, p. 45.

89) *ДВП*. XVI, стр. 778-781, *SDFP*. III, pp. 46-48.

90) *ДВП*. XVI, стр. 781-797, *SDFP*. III, pp. 48-61.

91) *ДВП*. XVI, стр. 788, *SDFP*. III, p. 52.

92) *ДВП*. XVII, № 28, *SDFP*. III, p. 69.

93) 山極潔「スターリンと人民戦線—B. レイブソン, K. シリーニャ『コミンテルンの政策転換』批判—」(『歴史学研究』第435号, 1976年8月, 40-47ページ所収), 46ページ。

94) 1933年12月21日、リトビノフは、アメリカの駐ソ大使ブリット (W. C. Bullitt) との会談で、フランスがソ連に、連盟加盟、および連盟規約の枠内で、ドイツからの攻撃に対する防衛のための地域協定を提議していることを明らかにした (*FRUS*, 1933 II, pp. 830-831, 838-839)。このほか、フランスのイニシアチブのもとに、仏ソが、ポーランド、小協商、ソ連を含む東欧の地域協定を検討していたとの観測もあった (*DGFP*. C-II, No. 148)。これらは、地域協定構想の基盤がフランス提案にあったことを示している。

ョータン内閣の倒壊以後、一時、中断された。交渉中断の主要因は、2月6日事件に象徴されるフランス内政の動揺⁹⁵⁾である。この2月6日事件によって倒れた第二次ダラディエ内閣(1月30日成立)⁹⁶⁾に続いて組閣されたドゥーメルグ(G. Doumergue)挙国一致内閣⁹⁷⁾(2月9日成立)の第一の課題は、国内問題の收拾であった。このほか、交渉停滞の国際的背景としては、第一に、フランスが、ソ連=ポーランド関係の改善を期待してベック(J. Beck)ポーランド外相のモスクワ訪問の結果を待っていたこと⁹⁸⁾、第二に、ドイツの軍備問題をめぐる交渉の推移が挙げられる。

ドイツ=ポーランド不侵略条約は、フランスの駐独大使フランソワ=ポンセ(A. François-Poncet)も観測するように、第一次大戦後にフランスが欧州に築いた「勢力体系 *système de force*」に亀裂をもたらすものであった⁹⁹⁾。フランスの地域協定構想において、ソ連=ポーランド関係が要となっていた以上、このポーランドの外交路線は、フランス構想と相反する。フランスは、ポーランド外交の行方を注意深く見守り、ポーランドを自国の同盟体系に引き戻すことを考慮していた。フランスは、ソ連=ポーランド関係の改善を図り、2月中旬のベック外相の訪ソを契機として両国間に良好な関係が生じることを期待して双方に働きかけたが¹⁰⁰⁾、この訪問は、ソ連のポーランドに対する懸念を増大させる結果となった¹⁰¹⁾。ドイツ=ポーランド不侵略条約締結後の流動的な国際情勢下において、仏ソ交渉を進めることは、極めて困難であったと考えられる。

第二に指摘したドイツの軍備問題をめぐる交渉と仏ソ交渉の推移は、表裏一体をなしていたといえよう。1934年1月29日、イギリスは、フランスおよびドイツに調停案を通告しており、フランスは、同案に対する態度を検討していた。4月17日の閣議において、対英拒否回答が採択され、ドイツとの直接交渉は打ち切られた¹⁰²⁾。ドイツの再軍備に強硬

95) フランス内政については、E. Bonnefous, *Histoire politique de la Troisième République*, tome V: *La République en danger: des ligues au Front populaire (1930-1936)*, Paris, 1962 参照。

96) ダラディエ首相は外相を兼任した。

97) 第二次ドゥーメルグ内閣については、山極潔「第二次ドゥーメルグ内閣に関する一考察」(『山形大学紀要(人文科学)』第4巻3号, 1960年, 53-82ページ所収)が詳しい。

98) *DDF*. 1-VI, n° 100.

99) *DDF*. 1-V, n° 328. ドイツ=ポーランド不侵略条約については、さしあたり、以下を参照した。Z. J. Gąsiorowski, "The German-Polish Nonaggression Pact of 1934," *Journal of Central European Affairs*, Vol. XV, No. 1 (April, 1955), 3-29, A. M. Cienciala, *Poland and the Western Powers, 1938-1939: A Study in the Independence of Eastern and Western Europe*, London, 1968 (ことに, *The Background, 1918-1938*), J. Korbel, *Poland between East and West: Soviet and German Diplomacy toward Poland, 1919-1933*, Princeton, 1963.

100) *DDF*. 1-V, nos 349, 366, 1-VI, n° 100.

101) ソ連側が前年末にポーランドに提議していた、両国によるバルト共同保障案およびソ連=ポーランド不侵略条約の期限延長問題について、ベックから確答が得られなかったことが、その主な原因である(2月13, 14, 15日のリトビノフ=ベック会談記録としては、*ДВП*. XVII, № 53, *Документы*, № 107がある。このほか、*ДВП*. XVII, № 58, *Документы*, № 108, *DDE*. 1-V, n° 446, *SDFP*. III, p. 75 参照)。

102) この経緯に関する詳細は、山極「フランスの外交—バルト圏外交からラヴァル外交への転換を中心に」(『現代国際政治史』有斐閣, 1958年所収), 31-34ページおよび平井「ソ連外交と東欧ロカルノをめぐる歴史的覚え書」159-164ページ参照。

な反対の態度を示すフランスに残された方策は、対ソ接近に乗り出し、従来の同盟体系を強化することであった。対英拒否回答が出された三日後に、バルト外相は、駐仏・ソ連臨時代理大使ローゼンベルグ (M. И. Розенберг) に交渉再開を伝えたのである¹⁰³⁾。

ソ連は、第二次ショータン内閣の後に成立した二つの内閣に、ポール＝ボンクルの敷いた対ソ路線を継承して交渉を再開するよう申し入れ、打診を重ねていたが、フランス側は何ら明確な態度を示さなかった¹⁰⁴⁾。この間、ソ連は、バルト諸国の独立保障をめぐる、活発な外交を展開していた。

1933年12月14日、リトビノフは、駐ソ・ポーランド公使ウカシェヴィッチ (J. Łukasiewicz) に、両国が共同して、バルト三国およびフィンランドの独立と領土保全を保障することを提議した¹⁰⁵⁾。ポーランド側は、この提案に原則的に同意したが、バルト諸国にこれを打診することを反対提案し、バルト諸国の反応に自国の態度の如何をゆだねた¹⁰⁶⁾。

フィンランドは12月27日、かかる宣言は不必要であるとの拒否的回答を発し¹⁰⁷⁾、エストニアおよびラトビアは、原則的に異議はないとしながらも、否定的な態度を示した¹⁰⁸⁾。ポーランドは、ソ連に対する回答を遷延していたが、翌年2月3日、ウカシェヴィッチはリトビノフに、フィンランドの拒否およびリトアニアとの関係を挙げて、拒否的態度を明らかにした¹⁰⁹⁾。

ポーランドに対するソ連の働きかけの背後には、イギリスの駐ポーランド大使 (W. Erskine) も観測するように、第一にドイツとポーランドのラプロシュマンにくさびを打ちこみ、第二にドイツのバルト諸国に対する領土拡張的気運を牽制する意図があったと考えられる¹¹⁰⁾。

続いてソ連は、3月28日、ドイツの駐ソ大使ナドルニー (R. Nadolny) を通じて、両国が、フィンランドおよびバルト三国の独立と領土保全を共同で保障する旨、提議した¹¹¹⁾。同日、クレスチンスキー外務人民委員代理とヴォロシロフ (Ворошилов) 陸・海軍人民委員は、同大使に、この提案が独ソ関係改善のための布石であることを説明した¹¹²⁾。ナドルニーは、この提案に好意的言辞を与えるよう本省に具申ししていたが¹¹³⁾、ドイツ外務

103) *ДВП*. XVII, № 138, 《Борьба СССР》 № 6, стр. 154. 7月の英仏会談の席上、バルトは、「二カ月間何もしなかった」理由は、彼が対ソ交渉を急いではいないことをソ連政府に示すためであったと説明した。バルトが交渉継続を決定した要因としては、第一に、ソ連政府が、フランスにおける「政治宣伝」を停止したこと、第二に、ドゥーメルグ内閣が「平和の保障を見出すことができる」ところからそれを得なければならないとみなした」ことを挙げた (*DBFP*. 2-VI, No. 487)。

104) *DDF*. 1-V, n° 318, 1-VI, n° 71, *ДВП*. XVII, № 54, 68, 69, 93, 97, прим. № 71, 98, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 154. V. Herriot, *op. cit.*, pp. 401, 403.

105) *ДВП*. XVI, № 426, *Документы*, № 86, 87.

106) *ДВП*. XVI, № 431, *Документы*, № 91. См. *ДВП*. XVI, № 441, прим. № 315, 318, XVII, № 5, 11, прим. № 5, 13, *Документы*, № 93. See *DGFP*. G-II, No. 187.

107) *DBFP*. 2-VII, No. 554.

108) *Ibid.*, No. 561.

109) *Документы*, № 103. См. *ДВП*. XVII, № 42. See *DGFP*. C-II, No. 169, *DBFP*. 2-VII, No. 568.

110) *DBFP*. 2-VII, No. 563.

111) *DGEP*. C-II, No. 362.

112) *Ibid.*, No. 364.

113) *Ibid.*, Nos. 362, 375, 382.

省は、当初から拒否的態度を示していた¹¹⁴⁾。4月15日、ドイツはソ連に、拒否回答を通告した¹¹⁵⁾。

ドイツに対するソ連の提議は、ドイツ外交のオリエンテーションをさぐるための観測気球であり、その背後には、ナチズムのバルト諸国への侵透に対する危惧があったと考えられる。

ソ連は、3月末に、バルト諸国に不侵略条約の期限延長を提議した¹¹⁶⁾。4月4日、エストニア、ラトビア、リトアニアとの間に、同月7日にフィンランドとの間に、不侵略条約を1945年12月31日まで延長する議定書が調印された。ポーランドとの間の条約も、5月5日に延長議定書が調印された¹¹⁷⁾。

ソ連は、バルト諸国やポーランドとの間の不侵略条約の期限延長にみられるように、それまでの安全保障政策を追求しつつも、共同保障案の提議によって、結果的には、地域協定構想の推進に有利な状況を作り出したといえよう。大国間のこれら一連の動向に懸念を強めたバルト三国は、外交政策上、共同する気運が強くなり¹¹⁸⁾、バルト三国を地域協定構想に組み込むことが容易となった。そして、ドイツがバルト諸国の独立保障を拒否したことにより、ソ連は、ドイツの「野心」を白日にさらすことに成功したのである。ソ連は、フランスに対し、バルト諸国が侵略される虞れのあることを示し、地域協定へのバルト諸国の参加が重要であることを具体的に認識させることが可能となったといえよう。

IV. 東方ロカルノ案の展開 —フランス構想への対応—

1. 仏ソ交渉の展開

1934年4月20日、バルト外相は、ローゼンベルグ駐仏・ソ連臨時代理大使に、ドゥーメルグ内閣が、ポール＝ボンクールの提案を基礎として、対ソ交渉を継続することを決定し、バルトッに対ソ交渉の全権を与えた旨、伝えた¹¹⁹⁾。

4月24日の会談においてレジエはローゼンベルグに、ソ連の連盟加盟の意向を打診し、相互援助条約は、ソ連の連盟加盟を前提条件とすることを確認した。そして、ソ連が連盟に加盟しない場合には、対外政策に関する二国間の協議条約および経済協力協定にとどまることを伝えた。ソ連側は、前年12月に明らかにした、留保条件付で連盟に加盟する意向は不変であると述べた¹²⁰⁾。

114) *Ibid.*, No. 390. ノイラート (von Neurath) 外相は、反対の理由として、現情勢下でこのような宣言を行なうことは、ドイツがバルト諸国およびソ連に脅威を与えていることを自認するに等しく、かつソ連に、この地域についての恒久的な言質を与えることは、ドイツの東方政策からフリー・ハンドを奪うことになることを挙げた。

115) *DGFP*. C-II, No. 401.

116) *См. ДВП*. XVII, № 96.

117) *Там же*, № 105, 106, 107, 114, 157.

118) 1934年4月以降、国際政治場裡において三国が共同する動きが顕著となり、同年9月、バルト協商が結成された。バルト協商については、別稿として「バルト協商 (1934-1940年)—その形成、活動および機構—」を準備中であるが、さしあたり、B. Kazlauskas, *L'entente baltique*, Paris, 1939を参照せよ。

119) *ДВП*. XVII, № 138, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 154.

120) *ДВП*. XVII, № 144, прим. № 134, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 154. この会談において、仏ソ両国は、交渉を極秘とすることを申し合わせた。

4月28日、レジエ事務総長は、初めて、ソ連側にフランスの具体的な構想¹²¹⁾を示した。これは、相互に関連した二つの条約から成るもので、第一は、ソ連、ドイツ、チェコスロバキア、ポーランド、バルト諸国の参加する地域的相互援助条約であり、第二は、仏ソ協定である。第一の条約は、締約国間の相互不侵略および締約国により攻撃された国に対し、その隣接国が援助を与えることを約すもので、ドイツとソ連は、互いに隣接国として援助を供与することになっていた。第二の仏ソ協定は、第一の地域協定およびロカルノ条約に対する違反の場合に、仏ソが互いに援助を与えることを約すものである¹²²⁾。

ローゼンベルグはこの提案について、同案は、ポール＝ボンクール案の変形であるが、新たな訓令なくしては論評できないとした。しかしながら、この構想においては、フランスの援助義務が「対ソ侵略の門」であるバルト諸国に及ばないこと、仏ソ協定において第三国からの攻撃の場合の援助供与については言及されていないことを指摘した。レジエは、バルト諸国への援助については、国内世論の反対があるとした¹²³⁾。

4月30日付の訓令でリトビノフは、「レジエ〔構想〕の大要 схема は、重大な研究と協議を要するので、即刻の返答を避ける」よう伝え、レジエの構想に対するバルトッの考えを打診するよう訓令した¹²⁴⁾。

これに基づいてローゼンベルグは、5月1日、バルトッと会談した。バルトッは、レジエ構想に同意していることを伝え、政府から対ソ交渉の全権を与えられているので、これを閣議には報告していないとした¹²⁵⁾。

ソ連の外交史料¹²⁶⁾によれば、外務人民委員部は、フランスからの新たな提案を検討し、以下の評価を与えた。すなわち、フランスの新提案は、ソ連の12月末の提案を修正したものにすぎないとみなし、以下の修正箇所を指摘した。

- 1) ドイツが相互援助条約に参加する。
- 2) フランスは同条約から除外されるが、仏ソで別個の отдельный 条約を締結し、フランスはこれによってソ連を保障し、ソ連はフランスの利益のためにロカルノ条約の当事

121) この構想は、4月28日付のフランス外務省政策方針覚書(DDF. 1-VI, n° 154)に記されている。なお、フランス外務省は、交渉中断中にもこの問題を検討しており、2月12日付外務省覚書(DDF. 1-V, n° 366)、3月30日付の外務省政策方針覚書(Ibid., 1-VI, n° 54)、および4月16日付の外務省政策方針覚書(Ibid., n° 100)がそれを示している。2月12日付覚書は、ソ連、ポーランドおよび小協商諸国間で、ヨーロッパに限定された相互援助条約を締結し、これをフランスの参加する協議条約で補完する構想を記しているが、3月30日付覚書は、地域的相互援助条約の参加国を、ポーランド、ソ連、チェコスロバキア、ドイツとしている。ドイツを加える理由として、地域協定が第三国に敵対することを避けること、ドイツ＝ポーランド関係の進展、ドイツを参加させることにより、同協定をロカルノ条約と対応する性格のものにすることを挙げている。この地域協定の援助義務は、侵略を受けた国の隣接国に限定され、ドイツとソ連は互いに、隣接国であるかのごとく援助を供与することになっていた。

122) ДВП. XVII, № 151, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 154-155. この構想は、レジエが案出したものとされている(ДВП. XVII, № 151)。

123) ДВП. XVII, № 151.

124) Там же, прим. № 141.

125) バルトッはこの理由として、対ソ接近に反対の閣僚の存在、閣議で尚早にこの問題を検討することは、不必要な軋轢を招くことなどを挙げた。Там же, № 154. См. 《Борьба СССР》, № 6, стр. 155.

126) 《Борьба СССР》, № 6, стр. 155.

国となる。

3) 攻撃を受けた国への援助は、条約の全当事国から与えられるのではなく、隣接国からのみ供与される。

外務人民委員部は、ドイツの参加に異議はないとしたが、援助義務を隣接国にのみ限定することについては、提議された「条約を、幾分、不自然な искусственный ものにする」とみなしていた¹²⁷⁾。

5月3日、リトビノフはローゼンベルグに、レジエの構想は妥当と認めるが、関連する問題が不明確であるので、ソ連政府はフランスの指導者との会談が必要であるとみなしている旨、訓令した¹²⁸⁾。

5月18日、軍縮会議に先立ち、ジュネーブにおいてリトビノフとバルトゥは、東方ロカルノ案について会談した¹²⁹⁾。バルトゥは、フランスを地域協定から除外する理由を説明し¹³⁰⁾、仏ソ協定の意義について、次のように語った。「現下の問題は、考究されている東欧の安全保障体制を、ロカルノ条約の結果として生じた西欧の体制に結びつける法 acte によって、仏ソ間を組織することである。」¹³¹⁾

バルトゥは、ドイツの加入を重視していることを明らかにし¹³²⁾、リトビノフは、ソ連の連盟加盟およびドイツの連盟復帰を前提とするドイツの地域協定への加入に賛意を示した¹³³⁾。リトビノフは、ソ連にとって、バルト諸国の保障が重要であることを強調し、バルトゥは、同地域へのフランスの援助の拡大を検討することを約した。フィンランドの参加について、バルトゥはこれを不都合ではないとし、援助義務を隣接国にのみ限定することと関連して、全バルト諸国を一国とみなすことに同意した¹³⁴⁾。

6月1日、軍縮会議のソ連代表シュテイン (Б. Штейн) は、フランス代表マングリ (R. Massigli) に、リトビノフからの訓令に基づき、条約草案についての会談の推進を希望し、マングリは、バルトゥも同様の考えであると答えた。仏ソ双方は、問題は条約文の起草ではなく、原則を整理することにあるとみなしていた¹³⁵⁾。

軍縮会議の会期中に、仏ソ交渉は進展し、草案が検討されていた。フランス側は、6月

127) Там же.

128) ДВП. XVII, прим. № 143. レジエは、5月5日、この旨、通告された《Борьба СССР》, № 6, стр. 155)。

129) DDF. 1-VI, n° 221 (会談記録), ДВП. XVII, № 168, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 155.

130) この理由として外相は、リトビノフが、当初仏ソ二国間の協定を希望していたこと (ДВП. XVII, № 168), 地域協定にフランスが参加しても、フランスの援助は、隣接国であるドイツにしか供与されないこと、フランス=ポーランド間およびフランス=チェコスロバキア間は、ロカルノ条約の中の両国との相互保障条約によって、すでに保障が定められていることを指摘した (ДВП. XVII, № 168, DDF. 1-VI, n° 221, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 155)。

131) DDF. 1-VI, n° 221.

132) Ibid.

133) ДВП. XVII, № 168, DDF. 1-VI, n° 221, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 155. バルトゥは、ドイツの加入について、次のように述べた。「もし、ドイツが拒否すれば、我々はドイツ抜きで条約を締結する口実を与えられるが、それを迫る態度を示すべきではない。我々は、ドイツに対抗するように見えることを何もしないべきではない。もし、ドイツがこの安全保障体制に加入すれば、それは結構なことだ。もし、加入しないならば、ドイツに非があるのだ。」 (DDF. 1-VI, n° 221)。

134) ДВП. XVII, № 168, DDF. 1-VI, n° 221.

135) DDF. 1-VI, n° 273.

2日付原案¹³⁶⁾をリトビノフに提出した。これは、条約 A (地域的援助条約)、条約 B (仏ソ協定)、および一般規程から成っている。条約 A は、締約国として、ドイツ、ソ連、ポーランド、チェコスロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニア、場合によりフィンランドを予定している。第1部は、締約国間の紛争発生時の援助供与を対象とし、被攻撃国に対する、その隣接国による援助の供与 (1条)、侵略国の不支持 (2条)、バルト諸国は全体として一国とみなされること (3条)、ドイツとソ連は、隣接国として援助を相互に与えること (4条) を約すものである。

第2部は、攻撃またはその脅威がある場合の協議を対象とし、締約国の一国による攻撃の場合の協議は、締約国以外の利害関係を有する諸国にも拡大され (5条)、非締約国からの攻撃の場合にも同様の措置がとられる (6条) ことを約す。7条は、当該条約が連盟規約10条ならびに16条と抵触するものではなく、条約当事国がこれらの条項の完全実施のために努力することを確認する条項である。

条約 B は2部3条から成り、第1部は、ソ連がフランスに対し、イギリスおよびイタリアと同等の資格でロカルノ条約を保障し (1条)、フランスは条約 A の第1部について、① 連盟規約16条の適用行動、② 連盟総会あるいは理事会の決議による行動ないしは連盟規約15条7項の適用行動の場合にソ連を保障することを約している (2条)。第2部は、フランスが条約 A 第2部に対応して行動することを定めている。

一般規程は、上述の二条約が平和維持に寄与する性格を持ち、かつ連盟規約に抵触する解釈はなされえないことを承認するものである¹³⁷⁾。

このフランス原案に対し、リトビノフは、フランスの対ソ援助が完全かつ迅速なものであるか否かを照会し¹³⁸⁾、ソ連に対すると同等の条件で、フランスがバルト諸国への援助を約すことを要請した¹³⁹⁾。

6月3日付のフランス外務省政策方針覚書は、フランスの対ソ援助の内容およびバルト諸国への援助供与について回答を示している。対ソ援助については、ポーランドやチェコスロバキアに対すると同様の迅速かつ完全なる援助をソ連に与え、バルト諸国が攻撃を受けた場合、フランスは、地域協定の条約 A 第5条にしたがい同国の利益を保護し、連盟規約16条により、同国のために行動するとしている¹⁴⁰⁾。

6月4日の会談においてリトビノフは、バルトゥに、仏ソ交渉の結果に対するフランス政府の原則的な回答を早急に得ることを要請し、バルトゥはこれを受けて、同日、バルジュトン¹⁴¹⁾を帰国させた。リトビノフは、バルト諸国に対するフランスの援助供与を迫り、かつ、「侵略の定義」をかかるとする条約の基礎とすることを提議したが、バルトゥは最終的な回答を避けた。外相は、条約の締結がソ連の連盟加盟まで延期されるべきでなく、ソ連の加盟後に発効する旨、記した条項を挿入することに同意した¹⁴¹⁾。

136) *Ibid.*, n° 278, annexe.

137) *Ibid.*

138) *Ibid.*, n° 278.

139) *Ibid.*

140) *Ibid.*

141) *ДВП*. XVII, № 186, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 155.

6月6日、バルトゥは、フランス政府が前日の閣議¹⁴²⁾において、対ソ交渉の結果および東方ロカルノについてのフランスの提議を認可したことを伝えた。しかし、同国政府は、バルト諸国への援助供与には反対であった¹⁴³⁾。6月8日の会談でリトビノフはバルトゥに、フランスのバルト諸国への援助の重要性を強調し、外相は、閣議の決定は否定的なものではあるが、更に協議する用意があると述べた¹⁴⁴⁾。

同日、リトビノフにフランス側の新たな原案が手渡された。この原案は、前述の6月2日付原案と同様に三つの条約から成っている。以下において、6月2日付原案との重大な相違点を指摘する。第一は、隣接国のみならず援助義務を限定する条項が削除されている点である。すなわち、地域的援助条約第1部においては、締約国の一国によって攻撃された締約国に対し、連盟規約の枠内で即時の援助を与えることを約し(1条)、非締約国たる侵略国の不支持を定めている(2条)。第二は、一般規程において、三条約が調印国政府の批准ならびにソ連の連盟加盟によって発効する旨、定めた条項が挿入されている点である¹⁴⁵⁾。

6月8日の原案は、ジュネーブにおけるバルトゥ＝リトビノフ会談での論議、ことにソ連側の要求が反映されているといえよう。しかしながら、バルト諸国へのフランスの援助供与については、言及されていない。

6月15日のバルトゥとの会談でローゼンベルグは、バルト諸国に対する援助問題を取り上げた¹⁴⁶⁾。外相は、リトビノフの指示によってローゼンベルグが作成した、ヨーロッパの平和と安定にとってのバルト諸国の重要性に関する覚書¹⁴⁷⁾を検討することを約した¹⁴⁸⁾。

6月16日のローゼンベルグ＝レジェ会談においてレジェは、バルト諸国への援助不拡大の立場を変えておらず、ドゥーメルグ首相も同様であることを明らかにした¹⁴⁹⁾。6月末までには、仏ソ両国は、草案の検討を終えたが、この段階においてもフランス側は、バルト諸国に対する援助義務拒否の態度を変えなかった¹⁵⁰⁾。6月27日、フランス政府はイギリス政府に、6月8日の原案を成文化した草案を提出した¹⁵¹⁾。以上のように、ドゥーメ

142) エリオの日記は、この閣議に言及している。植民地相ラヴァル(P. Laval)は、対ソ接近を「我が国にインターナショナルと赤旗をもたらす」ものとしてこれに反対した(Herriot, *op. cit.*, pp. 437-438)。

143) *ДВП*. XVII, № 189, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 156.

144) *ДВП*. XVII, № 192.

145) *DDF*. 1-VI, n° 309.

146) *ДВП*. XVII, № 200.

147) *Там же*, прим. № 181. 同覚書は、以下を記している。「もし、東欧諸国(バルト諸国, ソ連, ポーランド, ドイツ, チェコスロバキア)の参加する相互援助条約の締結に成功すれば、これは東欧のみならず、全欧における平和保障上の重大な事件であろう。」

148) *Там же*, № 200.

149) *Там же*, прим. № 180.

150) 《Борьба СССР》, № 6, стр. 156.

151) *DBFP*. 2-VI, No. 472, Annex I. ソ連が発表した史料の註(《Борьба СССР》, № 6, стр. 156, прим. № 33)によれば、仏ソが合意した草案は存在しない(не имеется)とされている。筆者の管見の限りでは、フランスの外交文書を含む基本史料からこのような草案を見出すことはできなかった。7月以降の仏ソ交渉および関係各国への働きかけを検討した結果、仏ソ間において最終的な草案が作成されたとは考えられない(См. *ДВП*. XVII, № 254. See *DBFP*. 2-VI, No. 472, Annex I, *DGFP*. C-III, No. 171)。これは、仏ソ両国に重大な意見の相違があったためではなく、両国が条文の起草ではなく原則を整理することで意見の一致をみており(*DDF*. 1-VI, n° 273)、構想を関係各国に提示し、その反応および意向を確かめた上で、最終的な草案を作成する方針があっ

ルグ内閣によって再開された仏ソ交渉において、フランス提案を中心として仏ソ提携の方法の検討が進められ、仏ソ両国は、フランスのバルト諸国への援助問題および「侵略の定義」の挿入を除いては原則的な一致をみるに至った。

2. フランス構想への対応

前節で検討したように、フランスから交渉再開の申し入れがあった後、仏ソ交渉のイニシアチブは、一貫してフランス側がとっていた。フランス原案に対してソ連がみせた対応の中で特筆すべきは、フランスが原案作成の際に、第一次大戦後に出現した、新たな安全保障方式を東方ロカルノに体现せざるをえなかった¹⁵²⁾のに対し、ソ連側は、このような理念には全く拘束されず、もっぱら自国の安全保障強化を至上目的として、構想を検討していた点であろう。

ソ連は、地域協定とそれに連関した仏ソ協定の締結を掲げるフランス原案を原則的に受諾した¹⁵³⁾。この地域協定は、1933年12月末のソ連提案と比して、ドイツの加入およびフランスの除外が特徴となっている。ことにドイツの加入は、この地域協定が、仮想敵国を想定した多数国間の同盟的性格を帯びるか、あるいはロカルノ方式の地域的集団安全保障を構成するかの重大な問題であり、フランス側には、かかる認識があった¹⁵⁴⁾。

他方、ソ連にとっては、条約形式が如何なるものであろうと、フランスからの確実な援助を得ることが重要であり、「フランスと我々の間の別個の条約の締結は、フランスの保障を減じ、我々の義務を拡大するものではない」¹⁵⁵⁾とみなして、この方式に同意した¹⁵⁶⁾。

交渉再開後にフランスが提出した原案に対し、ソ連は、以下の四点の修正を要求した。第一は、フランスの援助義務をバルト諸国にも拡大すること、第二は、諸条約がソ連の連盟加盟後に発効する旨、定めた条項を挿入すること、第三は、地域協定において、援助義務を隣接国のみに限定する規定を削除すること、第四は、地域協定に「侵略の定義」を挿入することである。第一のバルト諸国への援助義務の拡大については、同地域への攻撃が対ソ侵略の足場となるという、ソ連側の認識に基づくものである。しかも、ポーランドおよびドイツに提議した、同地域の独立と領土保全に関する共同保障案が相次いで両国によって拒否されたことにより、ソ連の懸念は更に強まり、フランスの援助拡大を執拗に求めたといえよう¹⁵⁷⁾。

第二に、諸条約がソ連の連盟加盟後に発行する旨定めた条項を挿入することについて、ソ連は、条約の早期締結を意図してこれを提議したのである。

たためと思われる。

152) フランス構想について詳しくは、前掲拙稿「東方ロカルノ案の形成(1933-1934年)―仏ソ同盟条約構想からロカルノ方式の地域的集団安全保障条約構想への転換過程―」を参照せよ。

153) *ДВП*. XVII, прим. № 143, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 155.

154) たとえば, *DDF*. 1-VI, n° 54 を参照せよ。

155) 《Борьба СССР》, № 6, стр. 155.

156) *Там же*. しかしながら、ソ連側がフランス原案の背後にある諸要因を十分に把握していたか否かについては、疑問が残る。リトビノフは、6月21日、イギリスの駐ソ大使に、東方ロカルノが「西方ロカルノ」に関係づけられる必然性がわからないと述べ、この二つは連盟規約の枠内にあるので、必ずしも結びつけられる必要はないとした(*DBFP*. 2-VI, No. 468)。

157) ソ連は、7月中旬においても、フランスにバルト諸国に対する援助拡大を要請していた(*ДВП*. XVII, прим. № 210, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 158. См. *ДВП*. XVII, № 252)。

第三に、援助義務を隣接国のみに課すことについて、ソ連は、地域協定の締約国が被攻撃国の隣接国（援助を与える側の国）とそれ以外の諸国に二分されることなく、すべての締約国に援助義務を課すことを要請した¹⁵⁸⁾。

第四に、「侵略の定義」を地域協定に挿入するという提議は、以下の事情に基づくものと考えられる。フランス原案において、侵略を定義した規定はない。地域協定は、連盟規約の枠組の中で作成され、運用されるものであるから、連盟規約における侵略の定義を採用することになる。しかしながら、連盟規約は、直接的には侵略を定義していない¹⁵⁹⁾。ソ連側は、地域協定のドイツ以外の参加国によってすでに承認された「侵略の定義」を同協定に挿入することにより、援助の発動の自動化を図ったと考えられる¹⁶⁰⁾。

以上の四点は、いずれもフランスの対ソ援助の内容の明確化とともに援助強化を要求するものであり、ソ連は、極東の不安定な情勢および独ソ間の緊張の激化を背景として、西側国境の強力な保障を、東方ロカルノによって獲得しようとしていたといえよう。ジュネーブにおけるバルトゥ＝リトビノフ会談で一応の合意に達した原案は、フランス構想を土台とし、これに修正を加えたものであり、この原案を実現するためには、ソ連側が、西歐的な安全保障方式に歩み寄る姿勢を示すことが必要であった¹⁶¹⁾。ソ連は、フランスが地域協定作成の際に表出した論理をそのまま取り入れて、国際政治場裡においてそれを展開したのである。

リトビノフは、軍縮会議において、5月29日、各国代表が軍縮の失敗を認め、他の平和保障の方法に転換することを提議し、具体的には、「相互援助の地域協定」を提案した¹⁶²⁾。6月1日、トルコ外相ベイ (T. R. Bey) は、同会議が地域的安全保障条約を検討するための特別委員会を設置することを提議し¹⁶³⁾、フランス、ソ連、小協商諸国、バルカン協商諸国がこれに対する支持を表明した¹⁶⁴⁾。

158) 《Борьба СССР》, № 6, стр. 155, 156.

159) 連盟規約における侵略の定義については、以下を参照せよ。J. Stone, *Aggression and World Order*, Berkeley, 1958, pp. 27-28, 横田喜三郎『安全保障の問題』, 勁草書房, 1949年, 20-21ページ。

160) См. ДВП. XVII, № 236. See DGFP. C-III, No. 51.

161) フランスは、ポーランドおよびイギリスに、東方ロカルノ案を説明し、加入および協力を求めたときに、同案の起源はフランス構想にあるとし、初期の交渉においてソ連は、第一次大戦前の同盟と同種の仏ソ同盟を提議したが、フランスがこれを全欧の安全保障に寄与する構想に転換させたことを強調した (DDF. 1-VI, nos 363, 364, 398, DBFP. 2-VI, Nos. 455, 465, 472, 487)。

162) ДВП. XVII, № 179.

リトビノフは、6月5日のベック外相との会談において、三つの連関した地域協定構想を持っていることを明らかにした。第一は、東方条約、第二は地中海条約、第三は太平洋条約である (Документы, № 129, J. Beck, *Dernier rapport: Politique polonaise, 1926-1939*, Paris, 1951, p. 281. SIA. 1935-I によれば、リトビノフは、ジュネーブにおけるバルトゥとの会談でこの構想を明らかにした。SIA. 1935-I, p. 63)。地中海条約は、地中海ロカルノとも称され、東方ロカルノが東北欧に限定され、ルーマニアの参加を排除したことから、ルーマニアを含む地中海条約が検討されたが、この構想は具体化されず、その詳細も明らかではない。地中海条約については、以下を参照せよ。Beck, *op. cit.*, p. 281, DBFP. 2-VI, Nos. 439, Enclosure, 454, 458, 463, SIA. 1935-I, p. 63.

163) Scott, *op. cit.*, p. 170, R. Kerner and H. Howard, *The Balkan Conferences and the Balkan Entente, 1930-1935*, Connecticut, 1936, p. 141.

164) Scott, *op. cit.*, p. 170. この提議により委員会が設置され、6月25日までに同委員会は安全保障問題の検討を終え、報告が用意された (Kerner, *op. cit.*, p. 141)。この報告は、地域的安全保障条

リトビノフは、軍縮会議において、地域協定による安全保障をフランスやトルコとともに熱心に提議していたが、6月23日、『パリ・ソワール *Paris soir*』紙記者 (J. Sauerwein) のインタビュー¹⁶⁵⁾に答えて、地域協定および推進されつつある東方ロカルノについて、以下のように語った。

地域協定については、「相互援助に関する地域協定構想は、安全保障が不安定 *неуверенность* であるという感覚、すなわち、全般的平和、ことにヨーロッパにおける平和の維持が不安定であるという、絶えず体験される感覚から生じた。」¹⁶⁶⁾と、述べている。

リトビノフは、軍縮が、安全保障とはみなされ難いとし、同様に、連盟規約およびケロッグ条約は、十分な保障を提供するものではないとみなし、不侵略条約については、侵略的な国家がフリー・ハンドを得、背面を保障して他国を攻撃するために締結することであると述べ、その機能の否定的側面を強調した。

リトビノフは、安全保障の方策について論じ、第一次大戦前の軍事同盟および勢力均衡政策は、戦争を免れなかったとして反対し、新たに到達した方法として、相互援助条約を取り上げ、次のように述べた。「〔地域的〕相互援助条約は、特定の地域に属するすべての国家が、かかる条約に参加しうるがゆえに、如何なる国をも包囲する試みとはみなされえない。平等の権利および義務、ならびに安全保障の同等の手段を持っているのであるから、かかる条約の一国の締約国も、もし、他の締約国とともに平和への願望を共有するのであれば、自らが包囲され、如何なる危険をも被っているとみなすことはできない。」¹⁶⁷⁾

以上、リトビノフが展開した論理は、第一次大戦前の同盟を否定し、安全保障の手段として、仮想敵国を想定しない地域的相互援助条約を取り上げた点など、フランス側が東方ロカルノの原案を作成した際の論理と著しく類似している。前述のように、ソ連は、仏ソ交渉の初期の段階では、極東の紛争にも適用されうる仏ソ同盟を望んだといわれ、1933年12月末のソ連提案も、ドイツを除外している点において、上述のリトビノフ発言とは大きく隔たっている。ソ連側は、仏ソ交渉を通じて、フランスからの援助を取りつけるためには、フランス提案の骨子をなす西欧的な安全保障の方策に歩み寄らざるをえないとみなし、ここにそれを展開したものと考えられる。

しかしながらソ連は、この論理を完全に受容しているのではない。前述のインタビューでリトビノフは、以下を続けた。「もちろん、一国が、フリー・ハンドを求め、提議された地域協定に参加することを故意に拒否した場合は別である。この場合には、かかる国家の自らの願望のために、条約がその国を含まずに締結されても、包囲されたとして、不平を述べる権利はないのである。」¹⁶⁸⁾この発言は、地域協定が、仮想敵国を想定した多数国間協定に転化する可能性を示している。

リトビノフは、東方ロカルノについては、次のように述べた。「私が言及した条約〔東

約は、連盟規約、不戦条約、および地域協定の締約国がすでに締結した特殊条約と一致するものであり、かつ、如何なる一国あるいは集団にも対抗すべきでないことを示している (*DDF*. 1-VI, n° 391. See Kerner and Howard, *op. cit.*, pp. 141-142)。

165) *ДВП*. XVII, № 224, *SDFP*. III, pp. 83-85.

166) *ДВП*. XVII, № 224, *SDFP*. III, p. 83.

167) *ДВП*. XVII, № 224, *SDFP*. III, p. 84.

168) *ДВП*. XVII, № 224, *SDFP*. III, p. 84.

方条約]は、ロカルノ条約と類似したものになるであろう。ロカルノ条約は、西欧の平和を保障するが、一方、この条約は、東欧において同様の機能を果たすであろう。』¹⁶⁹⁾ここで注目すべきは、リトビノフが、ロカルノ条約の安全保障機能を認める発言をなしている点である¹⁷⁰⁾。ソ連は、ロカルノ条約を、政治的にはソ連を除外した「反ソブロック」であるとみなしていたが、ここにおいて、同条約の安全保障上の意義を認めていることは、ソ連が、表面的には西欧的な安全保障の枠組を受容し、これによって自国の安全保障の強化をめざしていたことのあらわれであろう¹⁷¹⁾。

3. ソ連による関係各国への働きかけ¹⁷²⁾

仏ソ両国は、東方ロカルノの原案について検討し、原則的な一致をみた後、関係各国に東方条約の締結を熱心に働きかけた。ソ連は、ポーランドがドイツに対し、東方ロカルノを拒否するよう働きかけることを懸念して、対独交渉の促進を考慮していた¹⁷³⁾。ポーランドおよびチェコスロバキアとの交渉はフランスが担当し、ドイツおよびバルト諸国はソ連が担当することになった¹⁷⁴⁾。仏ソ両国は、これらの国々との交渉に関する情報を交換していた。

ソ連と小協商諸国間には外交関係が樹立されていなかったが、仏ソ接近を背景として国交が樹立される運びとなり、1934年6月9日にチェコスロバキアとルーマニアがソ連を承認した¹⁷⁵⁾。これにより、東方ロカルノが内包していた一つの障害が克服された。

独ソ交渉に先立ち、6月7日、フランスの駐独大使フランソワ＝ボンセは、仏ソ交渉および東方ロカルノの骨子についてドイツ側に通告し、ビューロー (B. von Bülow) 外務

169) *ДВП*. XVII, № 224, *SDFP*. III, p. 85.

170) リトビノフは、6月1日の軍縮会議の演説においても、ロカルノ条約の安全保障機能を認める発言をなした (*ДВП*. XVII, № 182)。

171) В. И. Попов, 《Английская дипломатия и Восточный пакт》は、ロカルノ条約の目的は、「ソ連および他の東欧諸国を犠牲にして」、西欧諸国の安全を保障することであり、他方、ソ連が提議した東方条約は、これとは異なり、東欧および西欧の安全を保障し、ヒトラーが侵略に出る場合に、二正面戦争の脅威を与えるものであった、と述べている (Попов, *указ соч.*, стр. 49-50)。

172) 関係各国の対応については、紙数の制約上、割愛するが、ポーランドについては、拙稿「ポーランドと東方ロカルノ案 (1934年) に関する小論」(東欧史研究会発行『東欧史研究』1号, 1978年所収)がある。

173) *ДВП*. XVII, № 189. См. № 187.

174) *Там же*, № 192.

175) *Там же*, № 193, 194. この国交樹立については、以下を参照せよ。平井「两大戦間のソ連＝ルーマニア関係におけるベッサラビア問題」, Я. М. Копанский и И. Э. Левит, *Советско-румынские отношения, 1929-1934 гг.*, Москва, 1971, Глава V, А. А. Швяков, 《Установление дипломатических отношений СССР со странами Центральной и Юго-Восточной Европы》, *Вопросы истории*, 1975, № 1, 32-48, А. А. Язькова, 《Установление дипломатических отношений между Советским Союзом и Румынией в 1934 году》, *Новая и новейшая история*, 1963, № 6, 64-71.

1934年5月、ルーマニアはソ連に、ルーマニア＝ポーランド間の相互援助条約にソ連を加える構想を提議した (*ДВП*. XVII, № 181, 218) が、リトビノフはこれを拒否した (Beck, *op. cit.*, p. 281)。その後、東方ロカルノ案を関係各国に提議した折に、ポーランドは、同盟国ルーマニアの加入を主張し、ルーマニアもこれを希望していた (*DDF*. 1-VI, nos 444, 449, 476)。ソ連は、これに対し、東方ロカルノの地域的性格を重視し、東方ロカルノには同国の加入は認めないとしたが、ソ連＝ポーランド＝ルーマニア間の特別協定の締結を検討していた (*ДВП*. XVII, № 270, прим. № 218, 《Борьба СССР》, № 7, стр. 151-152)。

東方ロカルノ案をめぐるソ連外交

次官は、検討を約した¹⁷⁶⁾。ドイツの東方ロカルノに対する基本的な態度は、交渉の当初から決定されていた。ドイツは、東方ロカルノの受諾は、国境の承認という意味において不可能であり¹⁷⁷⁾、同案を、ドイツを仏ソの支配する体系に引き入れることを意図するものであるとみなしていた¹⁷⁸⁾。しかし、これを拒否した場合に悪評を被ることを懸念して遷延政策をとり、他国から多くの障害が出されるよう配慮すべきであるとした¹⁷⁹⁾。東方ロカルノ案は、協議条約、不侵略条約、相互援助条約から成るという説明がフランソワ＝ポンセによってドイツに対してなされたが、ドイツ側は、不侵略および協議条約は、ドイツの政策と一致するとして肯定し、相互援助については、軍事および地理的理由から反対の立場をとることを決めていた¹⁸⁰⁾。

6月13日、ベルリンにおいて、リトビノフはドイツ外相ノイラート (K. H.-K. von Neurath) と東方ロカルノをめぐる会談し、外相は、すでに定めてあった方針に基づいて二国間の不侵略条約締結を対案として提議し、東方ロカルノの条約体系に引き入れられることを拒否した¹⁸¹⁾。

6月7日付のリトビノフの外務人民委員部宛報告によれば、リトビノフは、フィンランド外相 (A. Hackzell) に東方ロカルノへの同国の参加を打診したが、外相は否定的な態度を示した¹⁸²⁾。リトビノフの6月17日付¹⁸³⁾および27日付¹⁸⁴⁾の記録によれば、バルト諸国に対しては、正式の提議はこの段階においてはなされておらず、ソ連は、交渉の内容のみを通告しており、したがってバルト諸国は、公式の態度を示していなかった¹⁸⁵⁾。

東方ロカルノの実現には、ポーランドの参加が不可欠であり、フランスはポーランドに熱心にこれを働きかけていたが、ポーランドは、最終的な回答を留保し続けていた¹⁸⁶⁾。ソ連は、ポーランドの不参加を強く懸念し、ポーランドを加入させるためには、フランスからの圧力が必要であるとみなしていた¹⁸⁷⁾。しかしながら、ポーランドの拒否的態度は、すでに決定されており、5月25日付のドイツの駐ポーランド公使モルトケ (H.-A. Moltke) の報告がこれを示している¹⁸⁸⁾。

176) *DGFP*. C-II, No. 486, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 157, *DDF*. 1-VI, n° 297.

177) *DGFP*. C-II, No. 458.

178) *Ibid.*, No. 491. ノイラート外相発、在英・伊・ベルギー大・公使館宛の6月8日付訓令。

179) *Ibid.*

180) *Ibid.*

181) *Ibid.*, No. 504. См. *ДВП*. XVII, № 197. V. *DDF*. 1-VI, n° 331. 外務次官ビューローは、この会談について、ノイラートが最終的な拒否回答を与えたのではなく、条約構想の検討を約したとしている (*DGFP*. C-II, No. 505, note 3. См. *ДВП*. XVII, № 208, 217. V. *DDF*. 1-IV, n°s 335, 368. See *DGFP*. C-III, Nos. 1, 65)。

182) *ДВП*. XVII, прим. № 177, *DGFP*. C-II, No. 496. См. *ДВП*. XVII, № 218, 236.

183) *ДВП*. XVII, № 206.

184) *Там же*, № 218.

185) *Там же*.

186) *DDF*. 1-VI, n°s 232, 334, 384, 431, *DGFP*. C-III, No. 77, *ДВП*. XVII, № 187, 227, 239, прим. № 198, *DBFP*. 2-VI, No. 479, Beck, *op. cit.*, pp. 281-283. V. J. Laroche, *La Pologne de Pilsudski: Souvenirs d'une ambassade, 1926-1935*, Paris, 1953, chapitre XV: Le projet de pacte oriental.

187) *ДВП*. XVII, № 218, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 157, 159, *DDF*. 1-VI, n° 376.

188) *DGFP*. C-II, No. 465, *Документы*, № 128.

東方ロカルノは、ロカルノ条約と連関していたため、ロカルノ条約の保障国であるイギリスおよびイタリア¹⁸⁹⁾の態度は、重要であった。イギリスは、非公式にフランスから、ソ連の連盟加盟および仏ソ協定についての打診を受けていたが¹⁹⁰⁾、6月13日、バルトッ外相は、イギリスの駐仏大使クラーク (G. Clerk) に、東方ロカルノ案の実現のためのイギリス政府の協力を要請した¹⁹¹⁾。イギリス側は、同案に対する態度を留保していた¹⁹²⁾が、このようなイギリスの姿勢に、ソ連は、強い不満を示していた¹⁹³⁾。

イギリスは、フランスからの一連の働きかけ¹⁹⁴⁾に応じて東方ロカルノの検討に着手した¹⁹⁵⁾。バルトッ外相は、訪英し、7月9日から10日にかけて両国間で東方ロカルノについて意見が交換された¹⁹⁶⁾。その結果、フランスは、① 仏ソ協定にドイツを加えること、すなわち、フランスがドイツに対してもソ連に対すると同等の援助を供与すること、② ドイツの東方ロカルノへの加入がドイツの軍備平等権問題の交渉再開の最良の基盤を提供するという見解にフランスが同意すること、を求めるイギリスの提議を受諾し、イギリスは、ドイツ、ポーランドおよびイタリアへの同案の周旋を引き受けた¹⁹⁷⁾。

7月12日付のローゼンベルグの報告は、レジェ事務総長が英仏会談の結果を説明したことを伝えており¹⁹⁸⁾、同月16日付の訓令においてリトビノフは、ソ連が、ドイツへの保障拡大に応じることをフランス側に伝えるよう、命じた¹⁹⁹⁾。

イギリスによる修正が英仏両国の政府によって承認された直後²⁰⁰⁾、イギリスは周旋に乗り出し²⁰¹⁾、その結果、イタリアは、東方ロカルノ支持を表明した²⁰²⁾が、東方ロカルノの成否の鍵的存在であるドイツおよびポーランドは、態度を変えなかった²⁰³⁾。この段階

189) イタリアは、当初、イギリスの参加しない安全保障体制には加わらない旨、表明し (DDF. 1-VI, n° 382), 最終的な態度を留保していた (DDF. 1-VI, n° 421, ДВП. XVII, № 196) が、ソ連はイタリアの態度が次第に好転しつつあると観測していた (ДВП. XVII, № 225, 236, 237)。

190) DBFP. 2-VI, No. 428.

191) Ibid., No. 454.

192) Ibid., Nos. 461, 471, DDF. 1-VI, n° 398. See DGFP. C-II, No. 502.

193) リトビノフは6月21日、イギリスの駐ソ大使チルストン (Chilston) に、東方ロカルノに対するイギリスの立場が不明確であるとの不満を述べた (DBFP. 2-VI, No. 468)。イギリスの対応に関してのソ連の観測については、以下を参照せよ。《Борьба СССР》, № 6, стр. 157, ДВП. XVII, № 218, 226, 232.

194) DDFP. 2-VI, Nos. 454, 461, 465, 471, 472, DDF. 1-VI, n° 398.

195) DDF. 1-VI, n° 434, DBFP. 2-VI, No. 481. V. DDF. 1-VI, n° 441. See DBFP. 2-VI, No. 486.

196) DDF. 1-VI, n°s 454, 457, DBFP. 2-VI, Nos. 487, 488, 489, 490.

197) DDF. 1-VI, n° 457, annexe, DBFP. 2-VI, No. 489, Annex. イギリスは、ロカルノ条約の相互性の原則を重視し、ソ連がロカルノ条約についてドイツを保障し、フランスは地域協定に関し、ソ連に対すると同様にドイツを保障することが相互性の原則にかなうものであると主張した (DBFP. 2-VI, Nos. 487, 488)。

198) ДВП. XVII, прим. № 210. フランスは、駐英大使館を通じて、ソ連の駐英大使マイスキー (И. М. Майский) に、同様の説明をなしていた (ДВП. XVII, № 246)。

199) Там же, № 252, 《Борьба СССР》, № 6, стр. 158.

200) イギリス政府は7月11日に (DBFP. 2-VI, No. 494, DDF. 1-VI, n° 458), フランス政府は同月12日にこれを承認した (DDF. 1-VI, n° 458. V. Herriot, op. cit., pp. 444-445)。

201) DBFP. 2-VI, Nos. 493, 493, note 3, 496, 497, 499, 501, 503, DGFP. C-III, No. 85. V. DDF. 1-VI, n°s 459, 469.

202) DBFP. 2-VI, n° 501, DDF. 1-VI, n° 470, DGFP. C-III, No. 87, note 1.

203) ドイツについては、DBFP. 2-VI, No. 499, DGFP. C-III, No. 85. V. DDF. 2-VI, n° 478, ポ

で、東方ロカルノ支持を明らかにしていたのは、チェコスロバキア一国であった²⁰⁴⁾。

ソ連は、7月末から8月初めにかけて、東方ロカルノ案に対するバルト三国の支持をとりつけることに成功した。エストニアおよびリトアニアの外相は、訪ソした折に、同案に対する原則的支持を表明し、ラトビアもエストニアと同様の声明を発表した²⁰⁵⁾。これに先立ち、ポーランド外相ベックは、ラトビアおよびエストニアを訪問し、東方ロカルノに対するポーランドの拒否的態度を示しており²⁰⁶⁾、ここにおいてソ連がバルト三国の支持をとりつけたことは、リトビノフの外交的勝利であったといえよう²⁰⁷⁾。

V. 東方ロカルノ案の終焉

1934年9月18日、国際連盟第15回総会は、ソ連の連盟加盟および同国を常任理事国とする決議を可決した²⁰⁸⁾。ソ連の連盟加盟は、仏ソ交渉の初期の段階において、仏ソ提携実現のためには不可欠であるとしてフランス側により提議されたものであるが、ここにおいてソ連が連盟に加盟したことは、ソ連が「集団安全保障」政策を展開するための舞台が設定されたことを意味する。

しかしながら、これに先立ち、1934年8月中旬から9月にかけて、ドイツおよびポーランドは、東方ロカルノ案に対する拒否回答の準備を進めていた²⁰⁹⁾。9月10日、ドイツ政府は、同案に対する公式の態度を、関係各国政府宛の覚書において表明した²¹⁰⁾。ドイツは、軍備平等が認められない限り、どのような安全保障体制にも参加することはできないとする従来の立場を主張し、東方ロカルノからは如何なる現実的利益も期待できないとし、以下の見解を明らかにした。「ドイツ政府が、西方からの攻撃に対し、ソ連軍によっ

ーランドについては、*DBFP*. 2-VI, No. 503, *DDF*. 1-VI, n° 464. V. *DDF*. 1-VI, n°s 468, 473, 491. См. *ДВП*. XVII, № 255, прим. № 198.

204) チェコスロバキアは、仏ソ交渉の初期の段階からこの構想を知らされていた模様で (*DDF*. 1-V, n° 139, *ДВП*. XVII, № 144), 同協定の締結に同意し (*ДВП*. XVII, № 192, 218, *DGFP*. C-III, No. 33), ベネシュ (E. Beneš) 外相は、関係各国への打診も行なっていた (*DDF*. 1-VI, n°s 395, 451, *DGFP*. C-III, No. 33).

205) *ДВП*. XVII, № 280, 283, 295, *SDFP*. III, pp. 86-88, *FPUS*. 1934-I, pp. 505-507, *DGFP*. C-III, No. 133, note 3. 両国外相の訪ソについては、*FRUS*. 1934-I, pp. 498, 505-508, *DBFP*. 2-VI, No. 509 参照。

206) *DGFP*. C-III, No. 133, note 5. See *DBFP*. 2-VI, No. 549, *FRUS*. 1934-I, p. 506.

207) See *FRUS*. 1934-I, p. 506.

208) ソ連の連盟加盟については、*SIA*. 1934, pp. 392-404, *DIA*. 1934, p. 98, F. P. Walters, *A History of the League of Nations*, 1969 (1952), London, pp. 579-585 参照。ソ連は、9月15日付の連盟総会議長宛の書簡において、ソ連の連盟加盟前の紛争には、規約12条ならびに13条の定めた仲裁裁判あるいは司法的解決は適用されないことを表明し (*ДВП*. XVII, № 331, *DIA*. 1934, p. 100), 9月18日の連盟総会での演説の中で、ソ連代表リトビノフは、連盟規約12条および15条が戦争を合法化するものであるため、これを不戦条約に沿うよう修正すること、委任統治制度に関する22条および人種平等の保証の欠如により23条に反対であることを述べた (*ДВП*. XVII, № 334, *DIA*. 1934, p. 104)。

209) *DGFP*. C-III, Nos. 109, 162, 164, 177, 188, 190, 191, W. Jędrzejewicz, ed., *Diplomat in Berlin, 1933-1939: Papers and Memoirs of Józef Lipski*, New York, 1968, Document No. 30. ドイツは、同案に対するポーランドの態度を打診し、ポーランドは否定的態度を伝えていた (*DGFP*. C-III, Nos. 139, 177, 184, 194, Jędrzejewicz, *op. cit.*, Document No. 30)。

210) *DGFP*. C-III, No. 200, 《Борьба СССР》, № 7, стр. 154, *FRUS*. 1934-I, pp. 509-516. См. *ДВП*. XVII, № 327. See *DGFP*. C-III, No. 191, note 3.

て自らの領域と防禦されたり、東方からの攻撃に対し、フランス軍によって防禦されることを、現実的なものであるとみなすことは、不可能である。²¹¹⁾

9月27日、ポーランド外相ベックは、バルトゥに、東方ロカルノに対するポーランド政府の見解を提示した文書²¹²⁾を手渡した。同文書において、ポーランドは、これまで近隣諸国との双務協定および直接交渉によって安全保障と均衡を確保してきたことを強調し、東方ロカルノ案をめぐる以下の問題点を指摘した。第一に、ポーランドは、相互援助条約へのドイツの参加は同条約の実現に不可欠であるとみなしており、この条件が満たされた場合、ポーランドは同条約に、ドイツ=ポーランド不侵略条約が両国間の関係の基盤として維持されるという趣旨の条項を組み込むことを要求する旨、明らかにした。第二に、ポーランドは、同条約参加国のうち、ポーランドとの間に正常な外交関係が樹立されていない国〔リトアニア〕に対する援助義務を拒否することを記し、第三に、フランスが地域協定を東欧に限定していると思われるにもかかわらず、ドナウ地域に属するチェコスロバキアが参加しているとし、ポーランド政府は、同国に対する新たな義務を受諾することについて否定的な見解を示した²¹³⁾。ドイツの拒否回答が10日に出されていた以上、ポーランドの拒否的態度は明白になった。

1934年9月末において、東方ロカルノへの参加を表明していたのは、フランス、ソ連およびチェコスロバキアの三カ国であった。9月25日、外務人民委員部西欧第三部長ルビーニン(E. В. Рубинин)は、アメリカの駐ソ大使ブリットに、ソ連は東方ロカルノが推進されることをあきらめたと述べ、フランスおよびチェコスロバキアが、ソ連と相互防衛条約を締結することをソビエト政府は信じているとした²¹⁴⁾。

10月9日、フランス外相バルトゥは、訪仏中のユーゴスラビア国王アレクサンダル(Aleksandar)とともに、クロアチアの民族主義団体ウスタツァ(Ustaša)に関係を持つマケドニア人によって暗殺された²¹⁵⁾。バルトゥの後任外相には、ラヴァル(P. Laval)が植民地相から転出した²¹⁶⁾。ラヴァルの外交姿勢は、バルトゥのそれとは根本的に異なっており、バルトゥによって推進されてきた東方ロカルノは、ドイツおよびポーランドの拒否回答と相俟って、ここにおいて一頓挫をきたした²¹⁷⁾。

211) *DGFP*. C-III, No. 200.

212) *DGFP*. C-III, No. 226, *Документы*, № 154, Beck, *op. cit.*, pp. 335-338, 《Борьба СССР》, № 7, стр. 154. См. *ДВП*. XVII, № 346.

213) *DGFP*. C-III, No. 226, *Документы*, № 154, Beck, *op. cit.*, pp. 335-338, 《Борьба СССР》, № 7, стр. 154, *ДВП*. XVII, № 346.

これに先立ち、ベックはバルトゥとの会談で、同様の否定的態度を示していた(《Борьба СССР》, № 7, стр. 154)。

214) *FRUS*. 1934-I, p. 516.

215) Scott, *op. cit.*, pp. 203-204, 平井「1935年・仏ソ同盟条約の成立をめぐる一考察」, 3-4ページ。

216) Scott, *op. cit.*, p. 204, 平井「1935年・仏ソ同盟条約の成立をめぐる一考察」, 4ページ。

217) ラヴァル外交については、Scott, *op. cit.*, chapter 10, Komjathy, *op. cit.*, VII, 平井「1935年・仏ソ同盟条約の成立をめぐる一考察」, 山極「フランスの外交—バルトゥ外交からラヴァル外交への転換を中心に」を参照せよ。

結 論

以上、東方ロカルノ案をめぐるソ連外交について、従来の研究においては用いられていなかった、『フランス外交文書集』および『ソ連邦対外政策文書集』を含む、関係各国の政府公刊文書集を中心として、検討を進めてきた。ソ連の東方ロカルノへの参加は、ソ連外交史上の一時期を画するものであるから、同案をめぐるソ連外交の考察は、ソ連外交の転換過程の検討にまで及ぶものであり、この作業を通じて、国際政治場裡における仏ソ提携の方式に関するソ連側の構想が、仏ソ交渉を通じて、フランス構想に対応して変容していった過程を浮き彫りにすることができたものと思われる。以下においては、この検討によって明らかとなった諸点を指摘する。

第一は、相互援助をめぐる仏ソ交渉のイニシアチブをとったのは、フランス側であったことである。ナチス＝ドイツの台頭を背景として仏ソ提携の気運が高まり、ポール＝ボンクール外相の提議により、交渉が軌道に乗せられたのであった。1934年2月から4月にかけては仏ソ交渉が一時、中断したが、交渉再開後のイニシアチブも、一貫してフランス側が握っていた。

第二に、仏ソ提携の方式に関しては、ソ連側は、交渉の当初は仏ソ二国間の相互援助条約を求めていたが、フランスの対ソ援助を獲得できることを前提として、条約形式には固執せず、フランスのロカルノ条約に匹敵する地域協定構想を受諾した点を指摘できよう。多数国間の地域協定構想の原型は、ポール＝ボンクール構想に見出すことができるのであり、ソ連側の12月末の提案は、ポール＝ボンクール構想をモチーフとしたものであろう。そして、このソ連提案は、ドイツを除外した地域的相互防衛協定であり、極東の紛争にまで援助を拡大適用することを意図したことが注目される。1960年代以降のソ連の諸研究は、この提案を集団安全保障体制を創設するものとして評価しているのである。

第三に、国際連盟へのソ連の加盟問題は、フランス側が対ソ援助の方策を検討した際に、その前提条件として不可欠であるとみなし、これをソ連に提議したものであり、東方ロカルノ案に付随して生じた問題であった。

以上の諸点は、東方ロカルノ案をめぐるソ連外交が、フランスのイニシアチブに応じたものであり、フランスの対ソ援助が確保されうる限りにおいて、フランス構想を追認していたことを示している。このソ連外交の基盤である、地域協定への参加と連盟加盟を認め、1933年末の党中央委員会の決議は、資本主義諸国と積極的な提携関係に入ることが明示されている点において、ソ連外交が、それまでの、不侵略条約網の構築による安全保障政策から大きく転換したことを意味するものである。この転換は、日本およびナチス＝ドイツからの脅威を背景として、フランスからの提議に応じて行なわれたものであったといえよう。

ソ連は、東方ロカルノ案への積極的な関与を契機として、西欧民主主義諸国との提携を図ることにより、安全保障を確保する政策をとるに至った。東方ロカルノ案は瓦解に終わったが、ソ連のこのような外交路線は、英・仏の「有和政策」により破綻をきたすまで、国際連盟を舞台として展開された。

(1977年5月脱稿)

Soviet Foreign Policy toward the Project for the Eastern Locarno in 1933-1934

Takako UETA

Introduction

- I. Historical Background of the Franco-Soviet Rapprochement
 - II. Early Soviet Project
 1. Early Franco-Soviet Negotiations
 2. Early Soviet Project
 - III. Delay of the Franco-Soviet Negotiations and the Soviet Policy
 - IV. Development of the Drafting Process of the Eastern Pact
 1. Progress of the Franco-Soviet Negotiations
 2. Soviet Policy Based on the French Project
 3. Soviet Démarche toward the Related Countries
 - V. Twilight of the Eastern Pact
- Conclusion

What came to be known as the Eastern Locarno or the Eastern Pact has significance in marking not only the turning point of the history of the Soviet foreign policy but also in studying the Soviet policy toward collective security after the Second World War, such as the Asian Collective Security proposal. Books or monographs referring to the Eastern Pact, which were published in the Soviet Union during and after the 1960's, regard the Soviet policy toward the project of the pact as the historical origins of the Soviet search for collective security and estimate that the Soviet Union aimed at establishing the collective security system in the 1930's. They assert that the project for the Eastern Pact was based on the original Soviet idea.

The principal object of this paper is to make clear the Soviet project for the Eastern Pact through recording the Franco-Soviet negotiations which have been hitherto obscure to us. *Документы внешней политики СССР (Soviet Foreign Policy Documents)* (Vols. XVI, XVII) and *Documents diplomatiques français (French Diplomatic Documents)* (1st series, Vols. IV, V, VI) publishes many important facts on the Franco-Soviet negotiations and the drafting process of the Eastern Pact. Besides these materials, the writer mainly used the official documents of Germany, Great Britain, the United States, and the Japanese Foreign Ministry Archives.

According to the French and the Soviet official documents, the Franco-Soviet negotiations on mutual assistance opened immediately after the German withdrawal from the Disarmament Conference and the League of Nations. This initiative came from France. The French Foreign Minister, J. Paul-Boncour submitted a proposal for concluding a mutual assistance pact related to the existing French alliance system in Eastern Europe and the entry of the Soviet Union into the League of Nations which was indispensable to receive assistance from France. In December, 1933, the Soviet

Union agreed to negotiate on this problem with France and then submitted a proposal concerning a regional agreement on mutual defense against possible German aggression, which resulted in the creation of the encirclement system against Germany. The Soviet Government wanted to expand the assistance to the conflict in the Far East. At the same time the Soviet ambassador to France, V. S. Dvlgalevsky informed France that the Soviet Union decided to become a Member of the League with some reservations.

However, the instability of the internal situation in France delayed the negotiation with the Soviet Union for about three months in spite of the Soviet Government's request. During this period the Quai d'Orsay continued to examine the method of the mutual assistance. The evolution of international relations which followed the conclusion of the German-Polish Nonaggression Pact influenced the main points of this project. As a result of the French Foreign Ministry investigation, it became clear that the exclusion of Germany from the regional agreement was difficult mainly because they were anxious to deprive this agreement of having the appearance of being against a third power.

At the end of April in 1934, the French Government decided to resume the negotiation and submitted a proposal concluding two interconnected pacts: a Treaty of Regional Assistance limited to the sphere of North Eastern Europe, and an Agreement between France and the Soviet Union. The regional agreement was to be signed by Poland, the Soviet Union, Germany, Czechoslovakia, and the Baltic States. The Soviet Union agreed in principle, but insisted on the French assistance to the Baltic States, which finally the French Government refused. The final French project consisted of three interconnected pacts: a Treaty of Regional Assistance, an Agreement between France and the Soviet Union, and a General Act, which corresponded to the Locarno Pact. Although France and the Soviet Union made every possible diplomatic effort to realize the project, by September, 1934, it became evident that the project would fail because Germany and Poland informed the interested nations of their refusal to join in this pact system.

In conclusion, the Soviet interpretation of the emerging threat from Nazi-Germany and Japan obliged the Soviet Union to change her foreign policy for the rapprochement with the capitalistic states. The Soviet foreign policy toward the Eastern Pact, the idea of which was mainly based on the French proposal, embodied the Soviet quest for security.